

令和4年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和4年6月16日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（19名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	7 番	永 井 孝 佳
8 番	井 田 孝	9 番	島 田 恒
10 番	片 桐 文 夫	11 番	遠 藤 保 明
12 番	林 晴 道	13 番	宮 内 保
14 番	飯 嶋 正 利	15 番	宮 澤 芳 雄
16 番	伊 藤 房 代	17 番	向 後 悦 世
18 番	景 山 岩三郎	19 番	木 内 欽 市
20 番	松 木 源太郎		

欠席議員（1名）

6 番 崎 山 華 英

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志

企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
市民生活課長	向 後 利 胤	健康づくり 課 長	齊 藤 孝 一
社会福祉課長	椎 名 隆	子育て支援 課 長	多 田 英 子
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	浪 川 正 彦	都市整備課長	飯 島 和 則
教育総務課長	向 後 稔	生涯学習課長	伊 藤 弘 行
体育振興課長	金 杉 高 春		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 島 田 恒

○議長（木内欽市） 通告順により、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） おはようございます。議席番号9番、島田恒でございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、2日目の最初に質問をさせていただきます。

私からは、通告に従って2項目、7点の質問をさせていただきます。

まず1項目めですけれども、市有財産の活用についてであります。

1点目として、未利用の普通財産の推移、行政財産、特に飯岡・海上両出張所の利用状況、また、公益を目的とした団体への貸付け状況についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、この様々な取組を行ってきている中ですが、見えてきた課題と計画が進んでいる理由、あるいは進まない理由というものがあれば、具体的なこれからの計画があれば、その内容についてお伺いしたいと思います。

3点目、昨日の質問にもありましたけれども、旧海上中跡地の利用について、これについては平成30年8月に、この跡地の検討委員会から市長に報告がなされておりますけれども、以降の検討状況及び市が掲げる多世代交流のまちづくりの各地域への展開をどのように考え

ているか、お伺いをしたいと思います。

続いて、2項目めですけれども、市のDXへの取組についてです。

1点目として、総合戦略での位置づけと基本的な考え方、マネジメント、組織体制、具体的な計画と方向性についてお尋ねしたいと思います。

2点目、現在の取組状況について、導入するシステムの仕様であるとか計画策定の方法、それから、テレワークの取組状況等についてお伺いしたいと思います。

3点目としまして、オンライン申請について申請の現況と、それから、マイナンバーカードの普及の状況、IT人材の育成及び外部からの人材の登用、それに伴う予算化の状況はどうだろうかということです。

最後に4点目、今後の取組と将来方向について、想定される課ごとのオンライン手続き、それから全庁的なアンケートやヒアリングの実施状況、また、これから具体的な進め方についてお考えはあるかについてお伺いをしたいと思います。

以上、2項目、7点です。再質問につきましては質問席で行わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） それでは、行政改革推進課から大きな1項目め、市有財産の活用について2点、回答いたします。

まず、市が所有する財産について説明いたします。

市が所有する財産は行政財産と普通財産に分けられます。行政財産は、市庁舎や消防署などの市が直接利用する公用財産と、学校や公民館など市民等が共同利用する公共用財産に分けられ、これ以外のものが普通財産となります。

1項目めの未利用の普通財産の推移ということで、普通財産の状況につきまして5年前と比較して回答させていただきます。

まず、土地につきましては平成29年度末の39万4,000平方メートルに対し、令和3年度末で38万5,000平方メートルとなり、5年間で9,000平方メートルの減、建物は平成29年度末の4,600平方メートルに対し、令和3年度末で4,900平方メートルとなり、5年間で300平方メートルの増となっております。

建物の増の要因でございますが、昨年度、海上ふれあいサポートセンターが普通財産に移管されたことによるものです。

なお、この海上ふれあいサポートセンターは、1階部分を旭市歯科医師会に貸付けしております。

また、現在の貸付け状況でございますが、土地が6万5,000平方メートルで利用率は16.9%、建物が3,900平方メートルで利用率は79.6%となっております。

続きまして、2項目め、様々な取組を行ってきた中で課題として、計画が進んでいる理由と進まない理由についてということでお答えさせていただきます。

普通財産の売却処分でございますが、土地につきましては合併後の平成17年から令和3年度末までに、インターネットの公有財産売却システムなどを活用して138件、2万8,474平方メートルを処分しました。建物については老朽化や利用目的の終了に伴いまして、原則解体することとしているため、売却処分をした実績はございません。

残りの資産についても適正に管理、処分する必要があるがございますが、立地条件がよくないことや隣地境界の確定が困難なケースなど、様々な要因により売却処分の困難な土地が残ってしまっている状況です。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは大きな項目の1の（3）、それと大きな項目の2の（1）から（4）までについてお答えいたします。

まず、大きな項目1、（3）になります。

報告されて以降の検討状況ということですが、旧海上中学校の跡地につきましては、検討委員会から民間活用による住居系を中心とした複合的施設ということで方向性が示されております。現在、市では人口減少対策の一つとして、民間のノウハウ等を活用した「生涯活躍のまち・みらいあさひ」を進めております。

去る4月23日に商業施設及び多世代交流施設おひさまテラスの開業をもって「まちびらき」を迎えたところですが、今後も特別養護老人ホームや居住施設の整備を予定しており、完成は令和6年度となる見通しとなっております。

したがって、旧海上中学校の跡地の利活用につきましては、排水問題等の周辺の整備を考慮しつつ、生涯活躍のまち・みらいあさひが完成した後の波及効果を的確に捉え、地域全体としての魅力を高めるべく、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2項目め、（1）になります。DXについてになります。

自治体のデジタルトランスフォーメーション、DXと略されておりますけれども、これに

つきましては単なるデジタル化だけではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の創造等を通し、社会生活の利便性向上のため、よりよく変革していくこととなっております。

第2期旭市総合戦略での位置づけですが、DXについては「基本目標4行政改革アクションプラン」の施策の一つとして、31番目の基本施策「人と組織の育成戦略」で、効率的・効果的な行政経営による市民の利便性の向上に位置づけられます。

マネジメント組織体制につきましては、企画政策課情報管理班主導で推進しております。

あと、具体的な計画と方向性ですが、国が定める住民基本台帳、国民年金、国民健康保険等20種類の手続きのシステムの標準化と、子育てや介護等に関する27種類の手続きのオンライン化を進めてまいります。

続きまして、(2)になります。

システム、これは独自なのか統一なのかというお話でした。DXとして導入するシステムは国の統一のシステムになります。

あと、システムの標準化を行う20種類の手続き、オンライン化を行う27種類の手続きは、スケジュール等を含め、国の計画を基に進めてまいります。

続きまして、(3)になります。

オンライン申請の数、マイナンバーカードの交付状況、人材育成、外部人材の登用、予算化の状況ということでした。

まず、オンライン申請について、こちら令和2年度の実績で申し上げます。

各種証明書のコンビニ交付が1,082件、図書館の図書貸出予約が1,731件、水道使用開始届等が322件、地方税の申告手続きが5万3,246件、入札関係が1,487件、検診登録申込みが819件となっております。

マイナンバーカードの令和4年4月末の交付枚数ですが、2万2,508枚となっております。交付率は34.79%となっております。

IT人材の育成につきましては、業務担当職員に加え、各部署で任命した情報化推進リーダーを対象とした研修を実施しております。

あと、外部人材の登用につきましては現在のところ予定はございません。

続きまして、(4)になります。

アンケート等、ヒアリングの実施はしているのかということでした。全庁的なアンケートやヒアリングは現時点では行っておりませんが、基本項目以外の業務でDXができる部分が

あるのか業務の洗い出しを行い、効果を検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 総務課のほうからは、大きな項目の2の（2）、このうちのテレワークの取組状況ということでお答えしたいと思います。

現状ですけれども、テレワークとしましては自宅から市の電算システムなどにアクセスができない状況にあります。したがって、業務が非常に限られてしまいますので、在宅での勤務は困難な状況となっております。現在は空いている会議室などを利用した分散勤務、また、時差出勤等を行って対応している状況です。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） それでは、一つずつ質問をさせていただきたいと思います。

1点目の（1）でありますけれども、再質問をいたします。

先ほど海上サポートセンターについては、旭市の歯科医師会に貸されたということですが、大変いいことだと思います。空いている施設というのをそういう公の団体というんですか、貸していただければ大変いい活用になると思います。

そこで、行政財産である海上の庁舎、旧海上の役場ですけれども、あと飯岡の庁舎等の相応な広さがあると思うんですけれども、あそこの利用状況というのはどういったものでしょう、現況についてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 海上庁舎につきましては、1階は出張所と消防の海上分署が入っております。また、健康づくり課の健診などでも利用しております。2階は東総地区広域市町村圏事務組合、3階は市の文書等を保存しております。

また、海上庁舎東館、これは旧海上保険センターになりますが、こちらには旭市子ども発達センターと少年少女発明クラブが入っております。

飯岡庁舎につきましては、1階に消防の飯岡分署が入りまして、そのほかに防災関連の備品を保管してございますが、耐震性のない建物でございますので、消防の統合分署庁舎が整備され次第、解体を予定しております。

なお、飯岡出張所は健康づくり課が利用している旭市保健センター内に入っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） NPO法人ですとか、環境保全団体と言われる、いわゆるその公益を目的とした団体の利用状況については、そういう団体の利用についてはありますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政財産の使用許可につきましては、地方自治法第238条の4及び旭市財務規則第233条で、公共的団体が公益を目的とする事業において、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができることとなっておりますので、その規定に基づき利用を許可しております。

先ほど回答いたしました団体以外では、旭市民センター内に旭市観光物産協会と旭市地域職業相談室が入っております。NPO法人や環境保全団体などの利用はございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 飯岡庁舎につきましては、解体して更地になるということだと思うんですけども、そうすると普通財産に移っていくということだと思いますけれども、特に未利用のもの、未利用の土地等については、そのまま置いていけば管理費用だけがずっと続いていくということになりますけれども、有効に利用していくには情報公開というか、ここにこういう土地があるよという、先ほどオークションという話もありましたけれどもね。そういう形で周知するのが大切だと思いますけれども、具体的なそういう方針とか、そういうものはございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 解体後の飯岡庁舎の跡地につきましては、現時点でより具体的な計画はございませんが、隣接する公共施設等々ございますので、それらの施設用地としての活用が考えられる状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） そうですね、市が所有する財産には先ほど申しましたように、そのまま

にしておけば管理料がずっと続いていくわけですので、飯岡のあそこにつきましては市の施設が集中しているというところで、その中核というんでしょうか、そういう一体的な利用が望ましいと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

そういう取組を行う中での課題ということなんですけれども、そういうオークションとか、そういうものを取り組んできた中での課題というんでしょうか、見つかった課題というものはございますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 先ほどもちょっと回答させていただいたんですが、課題といたしましては、土地等につきましては、やはり活用の見込めない、あるいは隣接地の許可等、同意が得られないような土地、そういったものがやはりどうしてもインターネット公売とかに適さないような土地、そういったものがどうしても残ってしまうというようなところがございます。そういった中で行政改革推進課としましては、利活用の見込みのない未利用資産につきまして、行政改革アクションプランの中で目標を定めまして、随時、売却処分を進めている状況でございます。

また、今年度はスタッフを充実させ、さらなる土地の売却を進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 次の質問に移りたいと思うんですけれども、先ほどの質問で公益を持つ特定非営利団体というんでしょうか、そういうものについては許可できるということですが、非営利団体の利用はないということです。ある程度の面積ができて立地条件のいいところには民間の活用とか、あるいは、そのプロポーザルとかというものも進めていけばいいのかなというふうに考えております。

次の質問にも関連いたしますので、3点目の再質問に進みたいと思います。

海上中の跡地利用についてですけれども、市全体の均衡ある発展のためにハード・ソフトというものを連携させて取り組んでいくということだと思います。そして、その交流の拠点としていく。そして、さらには地域全体の魅力を上げていくという回答をいただきましたけれども、市の掲げる「生涯活躍のまち」のキーワードというのは多世代交流だと考えられま

す。

そこで、市が掲げている多世代交流の各地域の横展開というんでしょうか、そういうものの方向性があればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 生涯活躍のまち・みらいあさひは、施設、ハードができて終わりというものではなくて、そのまちづくりの効果をより魅力的な拠点とするためのソフト展開、さらにそれを地域全体に波及させていくことが大事だと考えております。市では近年、干潟市民センターやしおさいスタジアムなど、市内各地への新たな交流拠点の整備に積極的に取り組んできたところでございます。

今後も各地域の特色を生かしつつ、市全体の均衡ある発展のため、ハード・ソフトを連携させ取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 市長、ありがとうございます。造ったら終わりということではなくて、さあこれからみんなでどうやって使っていこうかと。そのためにハードとソフトを連携して魅力ある拠点にしていくと、波及させる、そのとおりだと思います。

一方で、そういう土地をどのように活用するにしても、周辺の環境ですとか、あるいは交通の問題、アクセスの問題、昨日もちょっと出ましたけれども、周辺道路の排水の問題、どの地域にも様々な状況と課題があると思うんです。海上中学校の跡地というのは、これは市有地ですけども、あそこに県道も隣接しておりまして、付近の冠水の問題というのは、かねてからの課題なんですね。

そこで、計画を進めていくにも県との事前の調整というか、情報の共有、現況の認識というんでしょうか、そういうものを現状の課題と将来の方向性というものを県のほうと共有するというのもすり合わせも必要だと思うんですけども、そういったすり合わせの経過はございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいまご質問の旧海上中学校跡地周辺の県道の雨水対策についてでございますが、道路を管理する千葉県海匝土木事務所と継続的に情報共有を図っております。また、跡地につきましては、今後の利用方針に合わせまして、また雨水の流出抑制や排

水対策を検討する中でも、県などともまた協議をしてまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） この海上中の跡地の活用については、排水問題の解決手段として中学校の跡地の利用と、県がそういう活用の方法というものを持っていればと、跡地利用の前提条件というか、基礎条件にもなっていくと思うんですね。そういう情報を共有しておくということは、将来のまちづくりというか、基礎条件になると考えます。県の意向などがあればという意味でお聞きいたしました。

我々のこの旭市というのは1市3町が合併して、ご案内のとおりですけれども、本市の多世代交流のまちづくりのコンセプトとしてイオンタウン、あるいはおひさまテラスと、そこを中核のハブとして飯岡地区、海上地区、干潟地区がバランスのよい整備をしていくということが望まれると思います。

そこで、最後の質問ですけれども、今後の進め方についてどのような手法で跡地利用を検討していくのか、どうやって進めていくのか、具体的な考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 昨日、井田議員のご質問にも回答させていただきましたが、跡地につきましては現段階で具体的な計画はございませんが、生涯活躍のまち・みらいあさひの進捗状況と完成後の波及効果を見極めまして、旧中学校跡地利用検討委員会からのご意見等も踏まえまして、均衡ある発展を目指し、また、持続可能なまちづくりにつながるよう関係機関とも情報を共有しつつ、活用方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 2項目めに移りたいと思いますけれども、この海上中学校の跡地については、この跡地というか、移転してもう10年、そして報告書が出て5年、時間がたつというのはあっという間であります。全体の均衡ある発展とハード・ソフトを連携させると、そして生涯活躍のまち・みらいあさひというのを住民が実感できるような、地域のバランスに配慮しながら展開をしていかなければならないと思います。

2項目めの質問に移りたいと思いますけれども、DXの取組についてであります。

先ほど基本的な考え方、DXとはいうご説明がありましたけれども、デジタルトランスフォーメーションという、最近は何でもこういう新しいことは横文字になってしまいます。なかなか意味が分かりにくい。私も初めはDXはデラックスかなと思ってたんですけども、どうも違うようで、先ほどご説明のあったとおり、DXというのはデジタル技術を利用して変革を進めていくということだと、そういう回答をいただきました。そのとおりだと思います。防災や防犯、医療福祉、教育、交通、まちづくり、環境、あるいは地域振興と、我々が関連する全てのことに共通するベースになってくる技術だと、技術というか考え方なんだと思います。つまりこういう取組というのは市役所で働く職員の皆さん、個々の業務というのも、単純にこの機械化する、効率化すること、そういうものは自動化するというのは、その中の一部であって、組織全体の業務改革と、さらに大切なのは住民の利用者に対する付加価値の向上というんでしょうか、そういうものを見据えた公共サービスというののもちゃんとこう提供していくんだと。それがこの自治体の存在意義を問われるということになってくるんだと思います。

そこで、再質問になりますけれども、このDXのアクションプランの数字的な計画とか、スケジュールとか、予算化とか、そういうものの見通しとかがあればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、アクションプランの中での数字的な計画ということですが、特に計画のほうは定めてございません。

あと、予算化につきましては27種類の手続きのオンライン化に係る電算業務費用を、これは今年度の当初予算で見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 総合戦略の中で効率的な効果的な行政運営、行政事務の見直しと効率化、組織体制の強化というものがある中で挙げられているんですけども、一方で、国のほうは昨年の9月にデジタル庁がたしか700名程度の人員だと思いますけれども、発足しました。庁ができるということは、国としても最重要課題として捉えているということの証左だと思うんですね。総合戦略の位置づけとしてDXの取組という言葉というのは、総合戦略の中に入っていないけれども、行政改革のベースになっていくということだと思います。最初の

お答えの中で国が定める住民基本台帳、それとか国民年金、国民健康保険、20の手続きのそういう標準化と、あるいは子育てや介護に関する、26、27と言われましたか、手続きが導入されるという回答をいただきました。

そこで、そういう申請の手続きの何割ぐらいをオンライン化していくのか、そこに載ってこない手続きとしてはどんなものが残るのか、ざっくりとした数字を積み上げるのはなかなか難しいと思いますけれども、どれぐらいのものが載ってくるのかという、分かる範囲の中で伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、国が定めます子育て、介護等に関わる27種類の手続きについては、これは全てオンライン化することとなります。あと、オンライン化していない手続きとしましては、書面に実印や銀行印等の押印が必要なものであったり、図面、写真、契約書、領収書原本などの添付を必要とする手続きが挙げられます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 押印、捺印、そういうものをする手続き、紙ベースで残ると。逆に考えれば、判こを押すから紙が残る、判こは紙じゃないと押せませんので、そういう手続きが逆に残るのかなということもあるんですけども、質問もちょっと重複しますので、次の2点目の中で再質問させていただきたいと思いますが、総合戦略の中では職員の適正化計画が示されていて、職員数がどんどんこう減っていると思うんですけども、一方で業務が複雑化するという現況は全国どこでも同じだと。そんな環境下で働き方改革というものも求められています。

そこで、合併してから職員の数、動態というか、数が増えたか、減ったかということですが、それをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 令和4年4月1日現在の常勤職員の人数は660人です。これは合併した当時と比較しますと191人の減員となっております。したがって、職員1人当たり求められる業務量やスキルも高くなってきているとは感じております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 191人の減、合併当初すると計算してみるとだいたい850人ぐらいいたという計算になりますけれども、2割減って業務はさらに恐らく複雑化、増えているような気がするんですけれども、そういう中で働き方改革を進めなければならないということになります。そういう中のテレワークというのがありますけれども、それが全ての解決する方策にはなりませんけれども、こういうコロナ禍にあっても、このテレワークの状況というんですかね、先行する事例に対して、本市はどういう状況だったのかなということをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、先行する事例の検討なんかはありますでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、テレワーク化の検討につきましては、ワードやエクセルでのデータ作成程度のパソコン業務であれば、ルール化をすることで在宅での勤務は可能と考えております。実際にコロナ禍の下で自宅待機を余儀なくされた職員がおりましたので、効果の検証のため試験的に在宅でパソコン業務を行った例はございます。

私どもの現在の在宅勤務では限られた業務になってしまいますけれども、全国的に見ますと、自宅のパソコンから市内ネットワークにアクセスできる環境、これはセキュリティを整えた上でということだと思えるんですけれども、そういった環境を整え、試行錯誤しながらテレワークの取組を推進している自治体も見られるようです。セキュリティ対策の課題は必須ですけれども、先進地の事例を参考に研究していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 総務省によりますと、テレワークの導入については80%の自治体が行っていないということになっているそうです。セキュリティ対策というのは、これは課題になると思います。まだまだこう下地が整っていないということなのかなと思いますけれども、住基情報、個人情報、それからセキュリティの問題と、こういうものはありますけれども、今ご回答ありましたように先行事例もあります。自治体の業務というのは対面でなければできない業務というのがほとんどだと思えるんですけれども、この新型コロナウイルスの中では、この感染拡大を防ぐことを目的に、逆に対人、対面での業務が制限されというような問題も生じました。このDXの先進事例、取り組んでいる事例としてお隣の山武市、あるいは千葉市では、道路の例えば陥没なんかの、よくあそこ、穴があいちゃっているよとか、危険だよというのをオンラインの、我々LINEを使っていますけれども、それによって行政のほう

に、こんなところが穴があいていますよと。そうすると位置情報も分かると。写真としても残ると。市民の協力で行われているものですが、こういうDXというのは職場のデジタル化にとどまらない、職場の中だけにとどまらない、利用者の利便性ですとか、あるいは住民サービスの改善を進める手段でもあると、間口の広い取組が必要になってくる。

先ほど申し上げましたけれども、デジタル庁が去年できました。これから統一システムによってオンラインの申請が普及していく。ただ、それはこういうDXの一部であって、住民の視点から考えると、取り組む課題というのは山積していると思うんです。これも総務省の統計にはなりますけれども、スマホの所有率というのは2010年、今から12年前ですか、9.7%です。僅か12年前、2012年、今から10年前ですが、いきなり50%、2020年、一昨年になると87.8%、恐らく現在は90数%になっているんじゃないか。それだけそういうところから公共サービスオンラインでの手続きを完了する要望というのは高まっているような、そんな気がします。

ちなみにですけれども、自治体の窓口へのこの来庁の理由というんでしょうか、そういうのは一番多いのが登録、証明書で来庁する人が半分、50%、それから、次に子育てだとか、介護、福祉関係がだいたい10%から23%、健康保険、年金で8%から15%、トータルしますと、だいたい70%から75%になる。つまりこのような窓口での対面手続きというのがオンラインに置き換わってくると、市民の7割は窓口に行く必要がなくなると、これは計算上の問題ですが、その延長線上に業務改革とか、あるいは公共施設の規模の縮小、空いたスペースの活用ということも考えられると思います。具体的な数字と優先順位を持って推進していく必要があるんだろうと思います。

次も関連質問になりますので（3）、3番目の再質問に移りたいと思いますけれども、先ほどオンラインでの現況の申請件数の具体的な回答をいただきました。これによって窓口の業務負担は目に見えて減っているのか。それと、全体の申請件数のどれぐらいの割合がオンラインなのか、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、平成30年度から各種証明書のコンビニ交付を開始して以降、毎年件数が増加しており、それに伴って窓口業務の負担が多少なりとも減少していると考えております。

あと、先ほど申し上げましたオンライン申請が可能の手続きのうち、全体の申請件数のう

ち、39.7%がオンラインによる申請となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 多少減少しているというお答えをいただきましたけれども、多少というのは、まだまだだということかなという感じもするんですけれども、いずれにしても約4割、39.7%がオンライン申請ということは、証明書の交付とか、施設の予約などは取りやすいところからこれからも進んでいくんだろうなという気がしています。

それでは、オンライン可能な申請手続きと、そのほかに紙ベースでなければならないというんでしょうか、そういう申請件数はどれぐらいの割合か、ざっくりのところで構いませんので、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） それでは、お答え申し上げます。

オンライン化で可能となった申請の一部でございますが、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で発行された証明書の割合についてお答えさせていただきたいと思っています。

代表的なものとして住民票関係、あと印鑑登録証明書、戸籍関係の三つの証明の合計でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、こちら住民票関係、印鑑登録証明書、戸籍関係の三つの証明書の令和3年度における窓口分も含めた発行枚数全体の実績は5万2,867枚となっております。そのうちオンライン申請による発行枚数は3,260枚で、割合といたしましては6.2%となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） こういうことを進めていくにも、このマイナンバーカードの普及というのは基礎になっていくと思うんですね。マイナンバーカードについては、これは恐らくこういうDXに対する職員の情報量の差というのもあると思うんです。デジタルの知識のみならず、このデジタルトランスフォーメーションという、この理解を深めるということは必須だと思うんですけれども、最初の質問でマイナンバーカードの普及率は34.79%ということですから、それでは、そのマイナンバーカードをこれから普及していく上で具体的な計画はあるのか、どうやって上げていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 具体的な計画、取組のほうでございしますが、現在、市民生活課では毎月第4日曜日の午前中にカードの交付を行う休日交付窓口を開設しております。

また、予約管理システムを導入しまして、予約方式でのカード交付を運用しており、窓口にて市民の方をお待たせすることのないように努めております。

カードをまだつくられていない方に対しましては、窓口に配置しましたオンライン申請専用のタブレット端末を用いまして、無料で写真撮影も行い、簡単に申請できるよう職員がサポートを行っております。

今後のさらなる普及率向上の取組でございしますが、これまでコロナ禍の状況で実施に至ってございませんでしたが、これから感染症対策を施しつつ、希望する市内の各事業所等へ市の職員が出向きまして、出張申請サポートのサービスも実施する計画で事務を進めておるところでございします。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） かつて20年前ぐらい、住基カードというものを国で進めたわけですが、この住基カードの普及率は5%だそうです。結果的には頓挫ということだと思うんですが、ただ内容は今のマイナンバーカードと、その住基カードの内容はほとんど一緒なんですね。先ほど申し上げたスマホの普及率も90%以上になると思います。ですから、当時とは全く様相が異なるということになります。お答えいただいた出張サポートサービスがあると回答いただきましたけれども、こういう出張サービスはデジタルではできませんので、行かなきゃいけないわけだから、こういう丁寧な取組は素晴らしいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

こういう日本というのは、先進国の中で一番デジタル化が遅れているんだと言われていますけれども、確かにコロナ禍にあつて、保健所とのファクスのやりとりということが取り上げられましたけれども、その遅れている象徴なのだろうなと思います。このDXの大きな壁というふうになっているのは、人材の確保というのが一番だと思います。これについては市長が先頭になって、人材の育成には力を注いでいただきたいと思います。

これで次の質問に移りたいと思います。

最後の4点目の再質問でありますけれども、今後の取組と将来方向についての再質問です。

けれども、総合戦略というのは市の進むべき、いわゆる羅針盤です。ポストコロナ、ウィズコロナ、社会と将来を見据えて、この戦略を達成するためにも戦略の骨子の肉づけとか、大胆な具体的な手法の見直しというんでしょうか、そういうのも必要だとありますけれども、そういうものに取り組む計画等はございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 総合戦略に掲載してある施策につきましては、毎年PDCAサイクルを行い新規事業、事業の拡大、縮小、事業の廃止等を確認しながら、達成状況等を確認しております。

DXにつきましては、総合戦略の基本施策の31番目、効率的・効果的な行政運営の項目の中にマイナンバーカードの活用、そして庁内電算システムの見直しという項目がございます。DXについての記載はございませんけれども、総合戦略に記載がないため行わないということではなく、市民生活の利便性の向上、また行政の効率化という観点から、大変重要な取組だと認識をしておりますので、現時点では総合戦略の見直しはせずに、基本施策31の関連項目として、市としても国の示したスケジュールにのっとり進めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） このDXに対する今後の進め方ですけれども、全庁的な取組については業務の洗い出しをした上でこれから進めていくと、検証していくということですが、再質問は結構ですけれども、これからということだと思いますけれども、この業務改革というのは働き方改革とイコールだと思うんですね。本市でも総合基本戦略を策定した後に、このコロナ感染症によって、その取り巻く環境というのはもう劇的に大きく変わった。本市だけでなく日本全国、社会はもう一変したということだと思いますけれども、この戦略というのは先ほど申し上げましたように、市の羅針盤と将来を見据えて掲げた戦略を達成するためにも、戦力の見直しはともかくとしても、骨子の肉づけという具体的なことをどんどん進めていかなきゃいけないと考えています。

教育の分野でも昨年は小・中学校へのタブレットの配布、4,700台ぐらいだと思いますけれども、配備されて、この国が進めているGIGAスクール構想というのも加速しました。こういう新しい技術が導入される一方で、本市では、昨日もありましたけども、例えばインフラの老朽化、水道管の断水、漏水と、経年劣化による目の前の問題点が日々出てきます。

公共施設の総管理計画ですとか、その下に、また個別の施設計画を定めて進めているところではありますけれども、まず目の前の安全、市民の要望にしっかりと耳を傾けなければならないんだと考えています。D Xというのは、そういうものを支える基本的な技術、考え方ということになってくると思います。私もマイナンバーカードを作って何度か証明書をコンビニで取得しました。慣れてしまえばとっても簡単です。

一方で、こういう手続きがスマホですとか、コンビニ、パソコンでどんどん完了する、できるようになって普及がどんどん進むと、それでは、現在の窓口業務というのはどうなっていくんだろうねということも一方で浮かんでまいります。こういった施策を進めていく上で忘れてならないというのは、デジタル技術と対極にあるアナログというんでしょうか、人間らしいつながりとコミュニケーションの確保というのは、コロナ禍でも懸念されたところだと思います。こういう技術が進展するに伴って、便利になる一方、デジタル化によって取り残される人というのが出ないように、施策を進めていかなければならないんだと思います。

政府の掲げる高齢者、あるいは障害を持つ方にやさしい取組、なかなかデジタルになじまない方々への取組が必要なんだと思います。こういった誰一人取り残さないというのは、この技術の話ではなくて、こういう旭市、まち全体で人間らしい取組というものがベースになるということは変わりがないと思います。これからこのD X、デジタルトランスフォーメーションが時代の要請に押されて、どんどん進んでいくと思います。そういう時代だから必要なコミュニケーションの場所というものを提供するというのは、我々公共の機関の役割、使命だと思います。

最初の質問、1 項目めの質問で市有地の有効活用と申し上げましたけれども、多世代交流のまちづくりにも、こういうデジタル技術と、それから手の入った施策というのがバランスよく求められてくるんだと思います。ぜひ市長を中心に職員一体となって、この課題に積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、我々も取り組んでいきたいと思っています。

以上で、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席にお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7 番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） こんにちは。議席番号7番、永井孝佳です。

本日は一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。私事なんですけれども、ちょっと通風を発症してしまっていて、ちょっと動きが緩慢なんですけれども、その辺はちょっとご容赦ください。これも旭市の食べ物がとてもおいしくて、ちょっとプリン体を取り過ぎてしまったということなので、お許しいただきたいと思います。

それでは、ちょっと項目多くて急ぎますので、質問に移らせていただきたいと思います。

では、まず項目1番、（1）特定空き家について質問いたします。

旭市には1,000件以上の空き家があって、それはこれからも増えてまいります。現在は隣に崩れそうな家があっても、屋根が剥がれ落ちている家があっても、市に相談しても書類を1通送るだけで、特にその後は対応していただけない現状になっております。これからこの空き家を放置すると、もう旭市中お化け屋敷状態になってしまうと思います。2015年に施行されました特定空き家法という法律では、1年以上放置されている、管理されていない空き家を特定空き家に指定することができ、自治体は持ち主に対して、助言、指導、勧告、命令、行政代執行までできるとあります。しかし旭市では、今までこの特定空き家が指定されたことは1件もございません。この法律を運用するために協議会を設置して、認定の基準や進め方などを協議されたと思います。

では、最初の質問なんですけれども、この特定空き家の認定はいつから、誰がどのような手順で行うのかなど、協議会の進捗状況をお伺いいたします。

（2）番は空き家・空き地バンクについて質問させていただきます。

空き家・空き地を有効活用するために、需要と供給を一致させるためには空き家バンクというものが必要になると思うんですけれども、設置の予定があるとお聞きしましたけれども、いつ頃からどんなシステムで運用されるのかをお伺いしたいと思います。

項目の2番目ですね。教員の労働時間について質問をさせていただきます。

公立の小・中学校の教員は労働時間も長くて残業代もないということです。実際には月額給料の4%が教職調整額という名目で支払われていると聞きました。計算すると月に8時間分ぐらいの残業代が支払われているということになります。実際としてはどのぐらいの時間外労働をしているのかをお伺いいたします。

項目3番目は、ロケツーリズムについて質問いたします。

旭市にロケを誘致して、そのロケ地を観光資源として活用し、地域の活性化につなげていくという事業なんですけれども、既に効果が出ていてテレビ放送や週刊誌などにも取り上げ

られる機会が増えているような感じがいたします。このチャンスを確実にものにするためには、様々な準備が必要だと思います。

そこで、それを考える上で、まず、このロケツーリズム予算の内訳をお伺いしたいと思います。

項目４番目、刑部岬展望館について質問させていただきます。

刑部岬展望館は本年度から県から旭市に権利が移譲されました。それによって維持管理料なども市が負担することになるので、より有効活用しないともったいないと思います。今後の展望館の活用方法の案などがありましたらお伺いしたいと思います。

最後に、５項目め、コロナワクチン接種について質問いたします。

旭市でもだいぶ落ち着いたんですけども、まだ完全には収まっていない状況ですけども、コロナワクチン接種も順調に進んでいると思います。しかし、激しい副反応を経験した人も多く、３回目４回目の接種をちょっとためらっている方もいると思います。これからは副反応を上回る効果がなければ、接種率は下がっていってしまうかもしれません。

そこで、ワクチンを打つことによって、どれだけの予防効果があるのか。または重症化率や死亡率をどのくらい下げられるかなどのデータをお伺いしたいと思います。

１回目の質問は以上です。分かりやすい回答をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、１１時１０分まで休憩いたします。

休憩 午前１１時 ０分

再開 午前１１時１０分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、１の空き家・空き地について回答いたします。

まず（１）のうち、旭市空き家等対策協議会の進捗状況になりますが、昨年度２回開催いたしまして、空き家等対策計画と特定空き家等の認定基準について協議いたしました。空き家等対策計画につきましては、パブリックコメントを実施した後に策定いたしまして、現在は市のホームページにおいて公開しております。

また、空き家の中でも著しく管理の悪い特定空き家等の認定基準につきましては、建物の倒壊等による保安上の危険性、ごみの放置や不法投棄等による衛生上の有害性、周囲の状況と著しく不調和の状態であるなど、景観への影響等を考慮した基準となっております。

特定空き家等の認定につきましては、先ほどの認定基準によりまして、市の職員による調査・判定を実施した後、旭市空き家等対策連絡会議での協議を行い認定することとなります。認定結果につきましては、旭市空き家等対策協議会へ報告することとなります。

続きまして、（２）の空き家バンクについてでございます。

空き家バンクは空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家等を利用し、活用したいと考えている方に紹介する制度となります。

運用につきましては、早期での開始を目指し準備を進めているところであります。

予定しているシステムの概要ですが、まず市が空き家バンクを開設いたしまして、空き家等の所有者が物件の登録を市に申請することとなります。その後、現地調査を実施し、ホームページ等に物件の情報を掲載します。空き家等の利用希望の申込みがあった場合の仲介等につきましては、地域の専門家にご協力いただくことを想定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課からは２の教員の労働時間についてお答えいたします。

時間外労働の実情はとのご質問ですが、まず時間外手当につきましては議員おっしゃるとおり、教育職員の給与に関する法律で時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給せず、その代わりに給料月額４％に相当する額を基準として、条例で定めるところにより教職調整額を支給することとなっております。

実際の時間外労働の状況ですが、学校では一人ひとりの教員が多くの業務を抱え、長時間勤務をしている実態がございます。昨年１１月に実施した県の調査では、１か月当たりの時間外勤務は小学校で４５時間２５分、中学校で５９時間４分となっております。また、１か月当たりの時間外勤務が目標とする４５時間を超えた教職員の割合は小学校で５０．９％、中学校で６３．８％という結果でございました。市内小・中学校の教員も県の調査と同等の結果となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課からは、3の（1）ロケツーリズムに関する予算についてお答えします。

シティプロモーション推進事業、これは1,572万5,000円ありますが、そのうちのロケツーリズム推進業務委託としまして1,234万8,000円となります。

委託の内訳になりますが、人材育成業務としてロケツーリズムに関するセミナーやワーキングの開催、ロケツーリズム協議会が開催する制作会社と自治体のマッチング大会への参加などに335万5,000円、あとロケ誘致業務としましてロケ地検索サイト、これはロケナビと言います、それへの掲載やロケ地の下見、ロケハンツアーですけれども、その実施に330万円。広報PR業務としまして、冊子ロケーションジャパンへの掲載、ロケ地マップの作成・印刷などに569万3,000円となっています。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは4、刑部岬展望館についてお答えいたします。

今後の展望館の活用方法についてでございますが、飯岡刑部岬展望館は市の代表的な観光スポットの一つでございます。本年4月に県から無償譲渡され、現在、市のほうで管理運営をしております。

当初から設置目的でありました県立九十九里自然公園のすばらしい眺望を市内外の多くの方に楽しんでいただただけでなく、観光交流施設としてもにぎわう場所となるよう、観光物産協会などの関係団体などと協力をいただきながら、市の特産品の販売や各種イベントを行うほか、来場者を対象にアンケートを実施し、ニーズなどを把握するなどしまして、より魅力的な施設となるよう活用方法を検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課からは5のコロナワクチン接種についてのワクチンの接種情報の予防効果についてお答えいたします。

厚生労働省が令和4年1月1日から2月28日までの間、協力を得られた茨城県、石川県、広島県の3県の感染者約11万9,000人を対象に、死亡率と重症化率を年代別に調査しております。その結果、59歳以下の死亡率は3回接種でゼロ%、未接種で0.01%、60歳以上の死亡率は3回接種で0.89%、未接種で4.4%となっております。

また、重症化率で比較しますと、59歳以下の重症化率は3回接種でゼロ%、未接種で0.04%、60歳以上の重症化率は3回接種で1.07%、未接種で5.52%となっており、ワクチンを3回接種された方の死亡、重症化リスクは、未接種者のほうと比べて大きく低下しております。

さらに、ワクチンを2回接種した方と3回接種した方で比べても、重症化リスク、死亡リスクはともに大きく低下することが分かっています。

以上であります。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） それでは、項目1の（1）から再質問をさせていただきます。

協議会では認定基準を決めて、市の職員がそれらを判断というか、調査して連絡会議を経て、特定空き家に認定されると回答がございました。ここで再質問です。

来年度以降どのぐらいのペースで特定空き家を認定されていくのか伺いたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 特定空き家等の認定の予定でございます。

まず、平成30年度なんですけど、実施した実態調査で特定空き家等である可能性が高いとされている106件の建物がございます。その中から緊急性等を勘案しながら、本年度から認定に向けた調査判定を実施していく予定でございます。

ペースとしましては、今、現段階ではちょっとお答えできないんですけど、緊急性等、数十件ございますので、そういったものから認定していく予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね、106件あって、緊急性の高いものから徐々に判断していくというご回答をいただきました。管理されずに朽ち果てている空き家は、何もしなければ保持され続けてしまうと思います。それを解体するのにも多額な費用がかかりますし、建物を壊すと固定資産税が6倍に上がるという現実もございます。持ち主からしたら放置するのが一番です。しかし、それをずっと許してしまうと、悲惨な未来になってしまうと思います。

そこで、再々質問なんですけれども、管理されていない空き家は景観を損ね、衛生状況を脅かし、生命、財産を危険にさらし、生活環境を破壊していきます。今の対策だけで十分でしょうか、今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 今までの対策といたしまして、空き家は所有者等の財産であるという前提から管理責任を自覚していただきまして、適正な管理を促すことを実施してまいりました。しかし、なかなか進まない状況でございます。空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたということもございまして、旭市においても法に基づいた協議会を設置し、対策計画を策定したところでございます。今後は計画に沿いまして対策を実施していく予定でございます。

また、適正な管理を実施していただくための支援策といたしまして、既存の支援制度がございしますが、これをはじめとして国の制度等を活用した新たな新制度の創設を検討しております。本年度は新規事業といたしまして、空き家の活用及び除却に対する補助事業制度を創設いたします。

また、括弧にございますが、空き家バンク制度の実施等につきましても、検討しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 財産ということで、軽々しく行政代執行などにはできないと思いますけれども、助言や指導まではしっかりとできると思います。ですので、いろんな兼ね合いがございと思いますが、1年以上放置され管理されていない空き家は、法律の指針にのっとり、なるべく多く特定空き家に認定していただき、指導、助言、勧告ぐらいまではぜひやっていただきたいと思います。

それで、特定空き家に指定すると減免措置、固定資産税がなくなるということです。土地の固定資産税が最大6倍に上がるということです。多少なりとも税収が充たりますので、そういったものをまた解体費用に充てるなどして、長い目で見てこの空き家問題を解決していただきたいと思います。支援策や補助金などがいろいろあるのが分かって、少し安心いたしました。

続きまして、（2）番の空き家バンクについて再質問させていただきます。

空き家バンクは市が設置して仲介をする事業だと思うんですが、再質問ですが、空き家、空き地を募集する方法なども決まっていたらお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、登録物件及び利用者の募集方法でございます。

こちらにつきましては、市の広報やホームページの掲載を行っていくほかに、空き家等の所有者に実施したアンケート、こちらもございます。それにおいて支援情報を希望するという回答をしてくれた方に通知することを予定しております。空き家バンクによる空き家等の流通や利活用を促進するためには、登録物件数の増加が極めて重要でございますので、募集方法については他の自治体の事例を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 募集方法については広報やホームページ、あとアンケートを取ってアウトリーチしていくということでした。空き家は人が亡くなったときや転居するときに発生することが多いと思います。住民課の窓口で相続の案内や空き家バンクの案内があるといいなと感じました。ほかには法務局や司法書士にも協力していただけると、より一層この空き家バンクに登録してくれる方が増えるんじゃないかなと考えております。

そこで、再々質問になりますが、古い物件の中には耐震基準を満たしていないものもあるかと思います。こういった物件も扱うのでしょうか、ご見解をお伺いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 空き家バンクに登録する耐震基準を満たさない古い物件ということではよろしいですかね。空き家をリフォームして貸し出すためにリフォーム制度というのを創設は今検討しているんですが、やはり耐震基準を満たしていない物件については対象外にすべきではないのかなと考えてございます。耐震補強をして空き家登録というのもございますが、そこは所有者の方の意思とか考え方、資金の投入の仕方にもよりますので、古い物件、耐震基準を満たさない物件については、ちょっと対象外にしていかなざるを得ないかなと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 耐震基準を満たしていない物件は空き家バンクにはふさわしくないというか、不適合じゃないかというご見解だったんですけれども、できれば不動産屋さんが取り扱わないような古い物件も取り扱ってほしいと私は思っています。自己責任でもいいから、

そこに住みたいという需要は一定数ございますし、先ほど言っていましたリフォーム制度などもほかの自治体では合わせまして、耐震基準を満たしていない物件を空き家バンクに登録している事例も見られます。都市整備課はそういう耐震基準とかを扱うところなので難しいとは思いますが、なるべく多くの利用可能な空き家は対象になるような、この線引きをお願いしたいと思います。

そこで、4回目の質問になるんですけれども、日本の若い方は新築を建てる傾向がとて多いように思います。若い方に古い家をリフォームして住んでもらえるような政策はございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 若い方というところでは特定するわけではございませんが、先ほどちょっとお話しいたしました空き家リフォーム制度、こういったのを利用して既存の空き家に住んでいただく、そういった事業創設を予定しております。市では定住促進とか、ほかの施策もございますので、空き家にかかわらず、空き家というか中古物件なんかも、そちらでも使えますので、そういった制度、いろんな制度を利用して定住していただく、利用していただくように進めていきたいとは思っております。空き家だけではございませんので、全体で考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、そのリフォーム制度とか、定住促進事業なども活用して、なるべく空き家を活用できるようなまちづくりができるといいと思います。

その一つの例として、旭市の飯岡地区に古民家を利用した美術館がございます。アーティストが自分の手で改装して、すてきな空間になっております。空き家は放置されれば負の遺産ですけれども、そういうふうに入手がきれいに使えば、観光施設だったり、宿泊施設にもなり得ると思いますので、いろいろ活用方法をこれからも提案をしていきたいと思います。

では、項目2番目の教員の労働時間について再質問をさせていただきます。

統計では45時間とか、中学校で59時間とか、結構な時間外労働が、今教えていただきました。45時間を超えないように取り組んでいるようなんですけれども、時間外労働が減らせない要因というのは、どういったものがあるんでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教員の業務は教科指導や学年学級事務をはじめ、子どもたちの健康安全に関わる業務、様々な研修や出張、また、部活動指導がございます。さらに、突発的な生徒指導や保護者対応もございます。一人ひとりの教員が大変多くの業務を抱えていることが長時間勤務の要因となっていると考えられます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 要因としては教科指導のほかに部活や成績処理や授業準備とか会議、研修、保護者対応など、様々な大量の業務があると思います。中でも中学校教員が特に時間外労働が多いんですけれども、その理由としては部活動が多いと思うんですけれども、今後、部活動はどのように変わっていくのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 議員おっしゃるとおり中学校では部活動が時間外勤務の大きな要因になっていると考えられます。中学校では全ての教員が何らかの部活動顧問として割り当てられまして、複数人体制をとっているのが現状でございます。市では顧問の負担軽減のために学校の実情に応じて部活動指導員、これは単独で指導や引率業務のできる方ですが、この部活動指導員を8名配置しております。

今後の部活動の方向なんです、文部科学省では少子化により部活動の存続が難しくなっていることや、部活動指導が長時間勤務の要因になっていることから、休日の部活動を民間のスポーツ団体等に移行する計画を示しております。

先日、スポーツ庁のほうから「運動部活動の地域移行に関する検討提言」が示されまして、地域移行の流れが加速することが予想されます。

本市においても、今後、県が示すスケジュールに基づきまして、児童・生徒及び保護者のニーズを確認するとともに、各団体の意向とすり合わせながら、休日の部活動の地域移行への準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 徐々に地域移行に、外部委託になっていくと思うんですけれども、移行

期間は問題もいろいろあると思いますけれども、働き方改革のためには進めなくてはならない課題だと思っております。

4回目の質問としては、その他に時間外労働を減らすために行っていることをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校では働き方改革の一環で、各校とも部活動ガイドラインを遵守し、活動日数や活動時間を調整しながら部活動運営を行っているところです。

市では平成30年度より、校長会と連携した働き方改革実行委員会によりまして、学校現場での業務改善を推進しているところでございます。平成30年度と令和3年度を比較すると、市内小・中学校の教員の平日の在校時間、こちら小・中学校ともに1時間短縮されているところでございます。

また、市では教員の業務補助を行うため、市で採用した教諭補助員や部活動指導員などを計画的に各学校へ配置しております。学校からは、このような人的配置の要望が最も多く、さらなる拡充を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 様々な施策がとられているので、徐々に改善されていくのではないかと期待しております。

私のほうからも1点、連絡のデジタル化を提案したいと思います。千葉市の学校ではほとんど紙の通知を出していないそうです。導入できれば、いいことだらけだと思います。まず、紙が減る。まず、その紙をなくさない。配る手間が減る。アンケートも取れるし集計作業が要らない。欠席、遅刻の連絡もできる。子どもの体温など健康連絡帳にもなる。既読確認ができる。あとはデジタル文書ですので自動翻訳ができる。導入しない手はないと思います。少しでも先生方の負担を減らせると思いますので、ぜひ前向きにご検討をお願いしたいと思います。

学校の先生というのはすばらしい職業でやりがいもあることから、そのせいもあって過酷な労働環境でも耐えてしまう傾向があると思います。ブラックな環境にならないように、今後も注視していきたいと思います。

では、続きまして、項目3番のロケツーリズムについて再質問させていただきます。

1,572万円の内訳を聞いたんですけれども、ちょっと時間がないので端折りますけれども、予算の中に研修の旅費とか、撮影場所やエキストラのデータベースをつくる費用、あとはロケ地に使われたことをアピールする看板などの予算がないように感じたんですけれども、そういった不測の出費とか、そういうものに対してはどう対応されるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、ロケツーリズム協議会が主催しますマッチング大会への参加につきましては、先ほど説明した委託費の一部に計上されております。その後、行われる交流会については自由参加のため予算計上をしておりません。ただ、業務を推進していく上で人とのつながりが非常に大切なため、必要に応じて適宜参加できればと考えております。

また、ロケ地をお知らせするロケナビ以外で業界の方がロケ地やエキストラ等を閲覧できるシステム等、看板等につきましては、今後7月に市と市内の事業者で構成する官民一体の協議会を立ち上げる予定でおります。立ち上がった後に、市と協議会とで協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 先ほど課長から言われていたんですけれども、研修後の名刺交換会や懇親会などで、意外と大きな撮影が決まったりするそうですので、自由参加とありますけれども、なるべくそこも参加していただけると、よりこの事業が成果が出るんじゃないかと考えております。

再々質問ですけれども、ロケツーリズムは研修や交渉の窓口、各種手配などかなりの仕事量があると思っております。さらに仕事があちらから来るものに應えるので不確定です。去年と同じ人員で対応するのは少し負担なのではないでしょうか。昨日の常世田議員の質問にもありましたけれども、企画政策課はかなりの忙しい職場だと思っております。職員の労働環境は大丈夫でしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、取り組む体制ですけれども、6月から企画政策課に会計年度任用職員、これを1名採用しまして今取り組んでいるところです。

また、企画政策課全体としても情報共有を図りまして、協力体制を整えておりますし、また観光物産協会ともしっかり連携・協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 会計年度任用職員を入れたり、しっかりと対応されているようで安心いたしました。来年に向けてもし必要であれば、増員もご検討ください。

このロケツーリズムは観光物産協会や官民合同で旭市を盛り上げていく事業だと思いますけれども、ここで4回目の質問です。

民間の核として、この7月に（仮称）おっぺし隊という団体ができますが、どのような活動をするのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、ロケツーリズムを推進するために、先ほど申し上げました官民一体の協議会を7月に設立する予定であります。その協議会の実働組織としまして、今、議員おっしゃいました仮称ではありますが、おっぺし隊という組織を設置する予定で考えております。

活動の内容になりますが、ロケ弁や宿泊施設の手配、撮影現場の立会いなど制作会社の支援、ロケ現場での対応などを考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 官民が力を合わせて旭市を盛り上げていければよいと思います。

続きまして、項目4番の刑部岬展望館について再質問させていただきます。

交流施設として販売やイベントなども検討していくということですが、展望館の中には1階と2階に部屋がございます。そちらはどちらかを売店にしたり、あとは土日などは駐車場にキッチンカーを誘致するなどの使い方も考えられると思うんですが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 物販等につきましては、1階というよりは、むしろ2階のパノラマ展示室のほうが訪れる方が過ごしやすい空間というふうに考えられますので、そちら

のスペースでの検討を今考えております。2階のパノラマ展示室は雨の日でも濡れずに景観を楽しめる上、無料のWi-Fiも整備されておりまして、また、通年、写真展などが開催されているなど、来館者には好評のほうをいただいております。

市では移譲後、この2階の展示室のほうに丸テーブルを4台、椅子を12脚設置いたしました。これは館内で椅子に座ってゆっくり景色を眺めたり、休憩や歓談をする場として利用していただくほか、今後、館内や敷地内で軽食などの販売が行われた際、飲食スペースとしても利用できるような形で準備をしたものでございます。

また、キッチンカーの出店や直売などの企画につきましては、来館者へのサービスだけでなく、施設の目的であります交流やにぎわいの創出、そういったものに効果的であると考えておりますので、今後、実施に向けての調整などを行ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、滞在時間を長くさせるような工夫というものを今後検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 現在ですと人は土日いっぱい来るんですけども、トイレ休憩して隣の喫茶店でソフトクリームを買って終わりみたいな感じですので、課長がおっしゃるように、滞在時間が長くなってにぎわいが出てくるとうれしいと思います。

ここで再々質問ですけども、この展望台は日本の朝日百選、夕陽百選、夜景百選にも選ばれています。さらに、灯台は「恋する灯台」として千葉県第1号に認定されました。いすみ市とともに選ばれています。これらの称号をうまく使ってプロモーションできると思いますけれども、何か計画はありますでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 今、議員おっしゃられましたように、刑部岬につきましては、夕陽百選、朝日百選、夜景百選、また富士見百景というような関東有数のビュースポットでございます。また、2月下旬には「ダイヤモンド富士」という光景が見られる貴重な場所でもございます。

加えて、灯台につきましては、平成30年に千葉県初の「恋する灯台」に認定をされております。いすみ市の連携というお話もございました。現状、連携というところは考えてはいないんですけども、そういった可能性というのがございますので、広域的な観光振興というところも念頭に入れながら、今後、研究のほうをさせていただきたいと思っております。

また、市では、こういった今申し上げた観光資源や素材といったものをPR動画やラッピングバスなどを通じて積極的に観光PRに利用するほか、灯台のライトアップ、こちらのほうも平成31年からイベントを実施し、冬の時期の観光客誘致にも努めております。

今後は、さらに展望館を含む上永井公園を一体的に利用した効果的なイベントの開催、PRについて、利用者や関係団体の意見も取り入れながら検討してまいりたいと考えております。

また、先ほどありましたロケツーリズム、こちらのほうの連携もしながら、様々な形で展望館やその周辺のプロモーションを行いまして、展望館を持続的な観光振興の取組につながる観光資源というふうにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） いすみ市などとの広域連携も検討しているということで、いすみ市に太東埼灯台という灯台があるんですけれども、そちらのコラボレーションなんかも、両方行ってもらえるような企画なんかも面白いと思います。

その灯台や展望台に港から歩いて上れる遊歩道があるんですけれども、そこを歩いて登って景色を見ると、さらにその景色がとてもいいというか、絶景ですので、この遊歩道もとても大事な観光資源だと思っております。

4回目の質問になりますが、遊歩道の整備に対してご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 観光遊歩道は、飯岡漁港から下永井地区の海津見神社の脇を通り上永井地区に至る遊歩道でございますが、こちらは年2回程度の草木の繁茂状況に応じた除草の作業のほうを実施しております。遊歩道の周辺は竹などの木であるとか、下草の生育も早く、市だけではなかなか行き届かない点もございますが、現在、地元区の方々が海津見神社の管理を行いながら、その中で遊歩道周辺の環境整備にもご配慮いただいているというところと聞いております。今後もそういった地元の方々のご協力もいただきながら、適正に管理のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、市としましても、危険箇所の見回りを行ったり、台風であるとか、これからの梅雨の時期の大雨の後に遊歩道の状況とか、危険箇所の確認を行いまして、必要に応じて維持管理のほうを適正に行ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、漁港から展望館への周遊ルートの一つというふうに可能性を秘めているというふうに思っておりますので、今後、資源の一つとなり得るよう管理してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 地元と行政が一体となって遊歩道を常に通れる状態に保っていくというのは、とても大事だと思いました。この展望館を含め、港周辺は旭市にとっても一番の観光スポットだと考えております。先日、島田議員とちょっと話し合っていたんですけども、灯台から港のほうに向かってジップラインがあったら楽しそうだよねという、そのような港、こちらは漁港とか漁協なんかのつながりもございますけれども、そういった大きな夢も描きながら、飯岡町、旭市ベイエリアをよりよい観光スポットにしていけたらいいなと思います。

では、項目5番目、ワクチン接種について再質問させていただきます。

課長から回答をいただいて、重症化率や死亡率はとても効果的に下がっているという数字をいただいたんですけども、出てくる数字が茨城県とか石川県とか広島県とか、この千葉県に関係ないところなんですね。そういったデータ不足から、ちょっとワクチンに対して不信感を持っている方もいらっしゃいます。

再質問としましては、子どもはワクチン接種の努力義務がありません。打つ、打たないは保護者が判断しなくてはならないんですけども、なるべく多くの公的機関からのデータがほしいという意見が多いです。コロナワクチンの副反応のデータや接種後の死亡のデータなどはございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 厚生労働省の審議会資料によりますと、5から11歳の小児用ワクチン接種後の副反応の疑いとして報告されたものは、接種開始から令和4年4月17日までに1・2回目接種約121万8,000回のうち、医療機関からの報告で29件であり、12歳以上のワクチン接種後の報告頻度と比較しますと低い傾向です。

また、5月6日までに死亡として報告された事例が1件ありますが、基礎疾患があり、生後より人工呼吸管理をされていた事例であり、因果関係は不明となっております。

現時点で得られている情報からは、ワクチンの接種体制に影響を与える重大な懸念は認められないと判断されております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今のお話を聞きますと、ワクチンは危険なものじゃないんだなとは思いますが、ただ、実際にワクチンを打ったら死んでしまうとか、そういったツイッターとか、SNS上の情報に耳を傾けて怖がっている世帯ももちろんございますので、なるべくそういう情報がありましたら、出していただきたいと思います。

まず、こういった重症化率とか、あとは死亡した数とか、旭市の情報が全く出てこないんですよね。それというのは保健所からこちらに情報が来ないということなんですけれども、できれば今後このような同じような状況が起こった場合に、保健所にデータを要求するなどして、なるべく旭市では大丈夫だよとか、近くで重症化した人はいないよとか、そういった身近なデータをいただけると安心すると思いますけれども、保健所にデータを要求することはできないのでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 議員のおっしゃるとおり、感染症に関する対策や予防については、都道府県が感染者の把握や入院調整を実施しております。そのため保健所を設置している市以外は、千葉県が感染者を公表しております。各市町村での重症化や死亡したケースは公表されていない状況でございます。そういったことで、ちょっと難しいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 上から情報が下りてこないんだと、現場はとても大変だと思うんですけども、これからさらに接種を進めるのであれば、特に子ども、お子さんに対して接種を進める予定でしたら、そういった身近なデータもいただけると、保護者は安心して接種に進めるのではないかと思います。

今後も健康づくり課にご尽力をいただいて、このコロナウイルスの収束に向かうようお願いして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 内 保

○議長（木内欽市） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（13番 宮内 保 登壇）

○13番（宮内 保） 議席番号13番、宮内保です。令和4年第2回定例会において一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、私は5項目、7点について質問をさせていただきます。

まず1項目めは新型コロナウイルスの影響による特例貸付けについて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大で休業や失業で減収した世帯に生活資金の貸付けを行っている緊急小口資金の申請状況について、新型コロナウイルスの発生した令和2年から令和3年、令和4年の状況についてお伺いいたします。

2項目めは、3月第1回定例会において、引き続き、またヤングケアラーについて質問をいたします。

大人に代わり日常的に家族の介護や世話を担うヤングケアラーに関する厚生労働省の調査結果が4月7日に公表されました。小学生6年生の約15人に1人に当たる6.5%が「世話をする家族がいる」との回答がありました。世話をする家族の内訳は複数回答で「兄弟」が71%、最も多く「母親」の19.8%が続き、世話の内容は食事の準備や洗濯、送り迎え、入浴やトイレの介護など、その頻度は「ほぼ毎日」が半数を超え、また平日1日に世話に費やす時間は「1時間から2時間未満」が27.4%と最大でありました。また「7時間以上」が7.1%もあり、この厚生労働省の調査結果の現状と3月第1回定例会の答弁とだいぶ人数的に差があるように思います。

そこで、ヤングケアラーに対する理解や捉え方の違いかもしれませんが、再度、旭市には何%ぐらいいるものなのかお伺いいたします。

3項目めも3月第1回定例会に続き、洋上風力発電について質問をいたします。

県は4月27日に再エネ海域利用法に基づき、洋上風力発電整備を進める有望な区域の候補として九十九里沖を国に推薦する情報提供を行いました。山武市、横芝光町を含めた3市町村沿岸の沖合約10キロの区域で、推薦は銚子沖、いすみ沖に続いて千葉県で3か所目で、有望な区域に選定されれば、事業者参入を促し、促進区域の指定に向けて地元の要望を取りまとめる協議会を立ち上げるとのことです。このような県や漁協などの各地域の動きに対して、旭市はどのように考えているのかお伺いいたします。

続きまして、4項目めは農水産業の振興について、(1)飼料用米について質問をいたします。

畜産農家と米農家が、市が構築した飼料用米を地産地消する耕畜連携の仕組みが、非常によい結果が上がっているとのこと。2021年度産は600ヘクタール、生産量は4,000トンの約9割を市内の養豚、養鶏農家が利用し、畜産農家が保管や農産物検査などを担い、米農家の負担を減らし、市も耕畜農家の結びつけや独自の補助制度で支援するとのことですが、米価が低迷している中、2022年度産の飼料用米の作付状況はどのようなものなのか。また、市としての補助制度はどのようなものなのかお伺いいたします。

(2)といたしまして、農地利用効率化等支援交付金についてお伺いいたします。

農水省は2022年度、中小家族農家を含む多様な経営体の農機や施設の導入費を3割補助する交付金を新設しました。地域の農地利用の将来像を描く人・農地プランに位置づけられた経営体や市町村が認めた農家が対象で、農地の受け手の育成につなげるとのことでした。市町村の認定条件は10年後の経営継続や農地集約に向けた話合いへの参加意向がある場合などですが、希望する農家は市町村に申し込むとのことでした。この交付金が農業新聞なんかに掲載していて、1か月もない5月16日が締切りとなっていました。非常に期間も短かく、何名ぐらいの申込みがあったものなのか。また、どのように農家の皆さんに周知したのかお伺いいたします。

続きまして、5項目めは旭市プレミアム付共通商品券発行事業について質問いたします。

昨年7月に新型コロナウイルス感染拡大の影響による消費の衰退に対する経済活性化対策として、30%のプレミアム付商品券を発行し、市内の消費喚起を促し地域経済の活性化に大きく貢献できたものと考えます。

そこで、昨年のこの商品券発行事業の販売額、または換金額、そして期限切れ残金の状況についてお伺いいたします。

以上、5項目、6点についてお伺いいたします。なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長(木内欽市) 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時10分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、よろしくお願いします。

引き続き、宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 1の新型コロナウイルスの影響による特例貸付けについての

（1）緊急小口資金等特例貸付けの令和2年度から現在までの申請状況についてお答えいたします。

旭市社会福祉協議会の取りまとめでは、まず緊急小口資金でございますが、令和2年度282件で金額は5,452万円、令和3年度105件で金額は2,060万円、令和4年度は5月末現在、9件で金額は180万円、令和2年度から現在までの合計は396件で金額は7,692万円となっております。

次に、総合支援資金でございます。令和2年度207件で金額は9,269万円、令和3年度148件で金額は6,076万円、令和4年度は5月末現在、4件で金額は115万円、令和2年度から現在までの合計は359件で金額は1億5,460万円となっております。

この緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付けの申請件数は、令和2年度がピークで、現在では減少傾向となっております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 項目の2、ヤングケアラーについて、（1）厚生労働省の調査結果と3月定例会での答弁の人数にだいぶ差がある、本市のヤングケアラーは何%ぐらいなのかのご質問にお答えいたします。

3月定例会で回答させていただいた件数につきましては、子育て支援課内にあります家庭児童相談室で対応しているケースのうち、ヤングケアラーの定義に僅かでも該当するかもしれない件数をお答えしております。

市では、これまで調査を実施しておりませんので、どのくらいの実態があるのか把握ができておりません。

県では、本年7月頃に千葉市を除く県内公立学校等を対象とした「ヤングケアラーの実態調査」を実施する予定です。市といたしましては、その結果に注視していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 大きな項目3の（1）についてお答えします。

改めて県内の洋上風力発電事業の状況を申し上げますと、銚子市沖では令和10年の運転開始に向けて事業がスタートし、九十九里沖では有望な候補地として、県から国に情報提供されたところです。

旭市沖の洋上風力発電事業の実施につきましては、漁業関係者の意向を最優先に海匠漁協と連携しながら検討している状況です。

以上です。

○副議長（林 晴道） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農水産課からは項目の4番、農水産業の振興についてお答えいたします。

まず初めに、飼料米の関係なのですが、飼料用米の令和4年度の作付面積については、6月13日現在で753.1ヘクタールとなり、前年度より155.5ヘクタール、26%の増加となっております。

飼料用米の取組に対する市の補助制度については、転作作物推進事業の補助金として、令和4年度も1キロ当たり20円の支援を実施いたします。

続いて、（2）番の農地利用効率化等支援交付金についてお答えいたします。

令和4年度の農地利用効率化等支援交付金の要望調査への申込み件数は2件です。

なお、申込みには至りませんでしたが、交付金に関する問合せが2件ございました。

周知の方法につきましては、市ではホームページを活用したお知らせを実施いたしました。また、国・県もホームページにより事業の周知を実施いたしました。

なお、4月15日の農業新聞の一面にも記事の掲載がありましたので、周知は図れていたものと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、5番、商工業の振興について、旭市プレミアム付共通商品券の発行事業についてお答え申し上げます。

令和3年度の実績等でございます。令和3年度旭市プレミアム付商品券につきましては、1セット1万円で2万セットを販売、1セットは1,000円券が13枚つづりで、プレミアム率

は30%でありました。販売額は2億円で、発行金額は2億6,000万円でありました。

続いて、換金につきましては、25万8,707枚の商品券が回収され、回収率は99.5%、換金額は2億5,870万7,000円でありました。

未回収の商品券は1,293枚、129万3,000円でありました。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、1項目め、新型コロナウイルスの影響による特例貸付けについて再質問させていただきます。

申請件数についてでありますけれども、令和2年度をピークに減少傾向にあるということでもありますけれども、私も先日、社会福祉協議会でちょっといろいろ聞いたんですけれども、今年度に入って5月、6月は四、五人程度ということで、だいぶピークは過ぎて、だいぶ落ち着いてきたのかなという感じがいたしました。

それでは、再質問をさせていただきます。

コロナ特例貸付金について、返済が難しく自己破産や債務整理の手続きをした利用者が全国で少なくとも約5,000人いるとのことが、4月30日の共同通信の全国調査で分かったようではありますが、1人で複数回借りる人も多く、貸付け件数では1万8,000件に上り、返済困難な金額は回答が得られた分だけで約20億円とのことです。旭市ではどのような現状なのか伺いたいします。

○副議長（林 晴道） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 旭市社会福祉協議会によりますと、緊急小口資金等の返済が困難な方についての状況ですが、現時点において、具体的な件数の把握は難しいとのことでありました。

この緊急小口資金等の特例貸付けについては、償還免除の制度により、償還時において借受人及び世帯主が住民税非課税などの場合は、償還免除申請書に非課税証明書など、必要な書類を添付することにより、償還免除の申請ができることとなっております。

なお、この償還免除申請の手続きについては、6月7日より千葉県社会福祉協議会から借受人の方へ順次、ご案内が発送されているところであります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） 6月7日より非課税証明書などで償還免除の申請ができるという答弁でありました。どうかそれこそ丁寧に指導してあげていただきたいと思います。

それでは、続きまして、業務を担っております社会福祉協議会が5月から6月をめぐり、返済の可否を利用者に知らせる予定で、連絡を機に夏以降、自己破産などが多くなるおそれがあるとのことですが、このようにならないように旭市では生活再建の支援などはどのように考えているのかお伺いいたします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 生活再建の支援でございます。

まず、一つ目として総合支援資金の再貸付けを終了した世帯等の生活再建を支援する生活困窮者自立支援金の支給があります。

二つ目として、休業などにより収入が減少し、住居を失うおそれのある方に対し、安定した住まいの確保を支援する住居確保給付金の支給。

三つ目として、生活や仕事に悩みを抱えている方に対し、就労支援など自立した生活が行えるよう、生活保護に至るその前の段階で相談支援員が問題解決に向けたお手伝いをする生活困窮者自立支援事業などの支援事業を行っております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。何か三つの支援事業があるということで、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、4回目の質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰で深刻な影響を受けている生活困窮者世帯の支援を強化する国の緊急経済対策で、2022年度から新たに住民税が非課税となった世帯に現金10万円を支給する方針のようですが、どのように支給されていくのかお伺いいたします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、現在、令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業を行っております。

今回、国は真に生活に困っている方々への強化支援策として、令和4年度、新たに住民税

非課税となった世帯等に対しても、1世帯当たり10万円を給付することとしております。

今後、7月上旬に対象となる世帯に対し、プッシュ型で確認書を送付、順次支給を行っていく予定であります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） コロナ特例貸付金については、状況についてはよく分かりました。ありがとうございました。

それでは、続きまして、2項目めのヤングケアラーについて再質問させていただきます。

何か7月にはヤングケアラーの実態調査をするということで、何か旭市もようやくヤングケアラーに対する対策が進んでいくのかなというような感じがしますので、どうかよろしくお願いいたします。

厚生労働省のこれまでの調査では中学生の17人に1人、高校生24人に1人が世話をする家族がいるとの回答。そして、小学生ケアラーでは約2割が「学校で遅刻や早退をたまにする」「よくする」と回答したほか、健康状態は4.6%が「よくない」「あまりよくない」と答えました。このような自分の置かれた状況を、家庭での当然の義務とばかり思わずに周囲に打ち明け、助けを求めてほしいとのことですが、県教委では実施している24時間子どもSOSダイヤルの周知にも力を入れたいとのこと。このようなアンケートの結果であります。旭市内の小・中学校の先生方は長い時間、生徒の皆さんと接触していて感じることはないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校では児童・生徒の出欠状況をはじめ、身だしなみや提出物の状況、また生活アンケートや個人面談などから、児童・生徒が家庭のことで困っていないか、担任を中心に生徒指導担当や養護教諭と情報交換するなど、全校体制で早期発見に努めているところであります。

「家庭のことで困っている」と答えた児童・生徒に対しては、関係機関との連携を密にし、引き続き、ヤングケアラーや虐待の視点を持って、丁寧に対応していきたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） 先生方にはきめの細かい丁寧な対応をしていただきたいと思います。

ます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、再々質問をします。

県議会の代表質問では、ヤングケアラーの支援体制について、県としてどのように取り組んでいくのかの質問に対し、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、表面化しにくい構造となっており、支援を行うに当たっては、アウトリーチにより早期に発見することが重要であり、そのため県では福祉、介護、医療、教育など幅広い分野の関係機関を対象に、実際の実例を活用したグループワークや、早期発見に向けた着眼点などを学ぶ研修を令和4年度に新たに実施するとともに、学校現場では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制を充実させていくとのことですが、市の現状と取組について伺います。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 本市の相談体制ですが、学校は関係機関や関係課と連携して対応できる体制が現状整っております。児童相談所や警察、関係各課で構成される要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、家庭環境が心配な児童・生徒の支援方法を協議して、具体的な手だてを講じているところでございます。

また、県からスクールソーシャルワーカーが1名、スクールカウンセラーが9名派遣され、さらに市独自でスクールカウンセラーを3名採用しております。

今後も各学校での相談活動の充実を図り、ヤングケアラーの早期発見、早期対応に努めてまいります。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） 私もちっと勉強不足だったんですけれども、旭市にこんなに、県からのスクールソーシャルワーカーが1名、スクールカウンセラーが9名、そして市のスクールカウンセラーが3名いるということで、ちょっとびっくりしたんですけれども、そのようなことでヤングケアラーの早期発見、早期対応になるべく早く努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問ですが、県教委のホームページではケアラーの早期発見に向けたチェックリストを公表しているようですが、リストには「学校を休みがちである」「学力が低下している」「校納金が遅れる」「未払い」など12項目が並び、教育現場で活用し把握に努めたいとのことですが、市原市では本年度、独自に2名のスクールソーシャルワーカーを配

置して、県の配置のスクールソーシャルワーカーと連携して、各小・中学校からの相談、要請に敏速に対応しているようですが、そこで、また旭市として今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 今後の取組としましては、学校におけるヤングケアラーの発見・把握から支援に向けた対応についての研修をさらに充実させるとともに、県教育委員会で公開しているチェックリストの効果的な活用を図ってまいります。

また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携した教育相談体制の充実を図ってまいります。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） どうか相談体制の充実を図ってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3項目めの洋上風力発電について再質問させていただきます。

漁業関係者の意向を最優先に海匠漁協と連携しながら検討をしていくということですが、どうか前向きに検討のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、5月18日に初となる県内企業、団体向けの説明会が開催されました。175社、団体から計230人がオンラインで参加して、国選定の事業体の千葉銚子オフショアウィンドが、香取市の変電所に送電する計画や風車の部品の調達など、必要となる工事の概要の説明と、地域サプライチェーンで経済効果の波及を目指すとしての説明がありました。県では、1社でも多くの企業に参入してもらいたいと呼びかけておりました。

そこで、旭市が参入できるのか、また、今回のオンライン説明会に旭市内の企業が何社ぐらい参加したのかお伺いしたいと思います。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、銚子市沖の洋上風力発電事業者が地域における新たな産業、雇用の創出のため、元請企業と地元企業のマッチングイベントの開催を通じて地元企業の最大活用を目指しております。

想定している地元企業の参入例としましては、建設、電気・水道工事、機械器具設置、各種リース、燃料小売りなどがあります。

5月18日に開催した県内事業者向けの説明会への市内企業の参加は3社とのことでした。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。何か3社とのことでしたが、1社でも多くの市内の企業が参加できるよう、市としてもバックアップのほうをぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、銚子市の名洗港にはメンテナンス基地港を整備する方針が固まり、部品管理庫を建設し、風車に横づけする船舶も係留するようで、発注元となる三菱商事の担当者は、千葉県内の企業を積極的に活用し、洋上風力のサプライチェーンを地域で構築するとの説明で、景観や漁業環境の維持を求める地元と対話を重ね、地域課題の解決にもつなげたいとのことあります。

一部、海匠漁協との話合いの食い違いがあるようですが、どのようになっているのか。また、飯岡漁港の利用はできないものなのか伺います。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 一部の漁業者から設置場所に関する要望が事業者にあったと聞いておりますが、話合いの結果、現在ではおおむね了解を得ているとのことでした。

また、飯岡漁港の利用についてですが、銚子市沖の本事業については、建設基地港として鹿島港を、メインメンテナンス拠点港として名洗港を予定しておりますので、現時点では、飯岡漁港の利用は予定はないとのことでした。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） 漁業関係の皆さんとはおおむね了解したとのことですが、とにかくよろしくお願いいたします。

それでは、4回目の質問をいたします。

銚子市沖の洋上風力発電事業で、市主催による市民説明会が行われました。その中で事業者は、洋上風力の建設をきっかけに地域共生策の実行を通して、地域の課題の一助となることを目指して様々な地域振興、産業振興策の説明があり、漁場調査など漁業支援をはじめ、地元の企業の活用や観光、人材育成、市民ファンドの設立などに取り組むとのことですが、旭市に対するメリットなど、どのような地域振興が考えられるのか伺います。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 本事業につきましては、漁業振興のため、事業者から本市に対して10億円の出捐金があります。

このほか想定されるメリットとしましては、地元事業者の事業参入や地域住民の雇用の創出、三菱商事グループ等との連携による地元産品の販路拡大、観光客を含む多くの来訪者が見込まれるものと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） だいぶ多くのメリットがあるように思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

また、10億円出ましたけれども、漁業振興のためにぜひ有効に使っていただきたい。これはまだ決定していないですよ。その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4項目め、農水産業の振興について、（1）飼料用米について再質問をいたします。

作付面積はだいぶ増加しており、また補助金のほうは前年と同じように出るということで、それでは再質問をいたします。

飼料用米作付面積は取組が始まった2008年産時点では約40ヘクタールだったものが、現在のように耕畜連携が進んだ背景には、地域全体をよくしたいと考えた畜産農家の皆さんが発案したことから、米農家の皆さんが参加しやすい仕組みができたとのことであります。そのような中、市として今年度の飼料用米の作付面積はどのくらいを予定しているのか。また、畜産農家ではどのくらい受け入れられるのかお伺ひいたします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 令和4年の飼料用米の作付面積につきましては、770.8ヘクタールを見込んでおります。これは昨年の飼料用米生産者へのアンケートと、新規生産者の見込みから推計しています。飼料用米の受入れについては、市内で生産される飼料用米の約9割を飼料用米利用者協議会が受入れしているところでございます。

現在、輸入飼料が価格がだいぶ高騰していることから、飼料用米の作付面積が拡大し数量が増加しても十分に受入れ可能ということで、利用者のほうからは伺っているところでござ

います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） 作付面積は770.8ヘクタールということでした。そして、輸入飼料がだいぶ高騰しているということで、少しぐらい飼料用米が増えても十分可能であるということでもありますので、その辺どうか、多少増えても、何とかさばいていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、再々質問をいたします。

行政もいろいろな分野で役割を果たし、耕畜農家の皆さんが立ち上げた両協議会の事務局を担当し、飼料用米の作付を取りまとめ、搬入形態、生産量などから利用する畜産農家とのマッチングを図り、契約や支払いも仲介することで、利用者協議会では市の後押しも大きいと受け止めておるようです。

そして、市独自の補助金を設けております。利用者協議会の畜産農家に、市内の米農家が飼料用米を搬入した際、米農家に1キロ当たり20円、利用者協議会の畜産農家に同じく2円を補助しているとのことですが、今年度も同様に補助するのかお伺いいたします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 令和4年度も引き続き、飼料用米への作付転換を推進し耕畜連携を図るため、米農家と畜産農家に対しては同様の支援を実施いたします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） 令和4年度も同様の支援があるということで、その辺よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問をいたします。

畜産農家の皆さんは、飼料用米を活用して豚肉を「米仕上げ」、鶏卵を「米たまご」などとしてブランド化をしてきており、そのような中で政策や主食用米の価格の高騰で飼料用米の生産量が変わった場合など、利用や投資の見通しが立てづらいという課題があるようですが、畜産農家の皆さんは10年以上かけてブランド化してきた方針が変わるのは困ることですが、市ではこのような状況になった場合の対応策は考えているのか、その辺をお伺いいたします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 現在、飼料用米の安定的な生産量確保に向け、国・県と連携した支援を実施しているところです。また、本市においては飼料用米利用者協議会を活用した安定生産に取り組んでおり、令和4年度は複数年契約における飼料用米の買取価格の見直しなど、生産者、利用者の双方にとってメリットのある仕組みを検討しているところです。

引き続き、飼料用米の安定的な生産量確保に向け、生産者と利用者に対する支援を継続していきたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 双方にとってメリットのある仕組みを検討しているとのことですので、その辺またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、（2）の農地利用効率化等支援交付金についての再質問をいたします。

申込みは2件だということで、また、周知についてもよく分かりました。

それでは、今回の交付金の対象者は農地の受け手や出し手を明確にするなど、実質化した人・農地プランをつくった地域で、プランに中心経営体として位置づけられた農家組織、市町村が認めた農家、それ以外の地域では農地中間管理機構から農地を借りている農家が該当するとのことですが、この交付金の対象者が少なく、これに該当する農家が少ないのはどのようなことなのか、その辺をお伺ひしたいと思います。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） この事業は、将来地域の農地の受け手となり、生産の効率化に取り組み、経営規模を拡大できる生産者を対象としております。

本市では交付金の対象者は、要はスタートラインに立てる対象者は一定程度おりますが、本事業は申請者の取組計画に対するポイントが高い順に予算の範囲内で採択されるようになっていきます。そのため事業に該当するには、実効性があると認められる高い成果目標が必要なことから、申請件数が少なかったものと考えられます。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） 何かなかなか難しくて理解しにくいんですけども、その辺、農家の皆さんに、よく指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、再々質問をしたいと思います。

申請者が立てた成果目標などでポイントづけ、高い順から財源の範囲内で採択するスマー

ト農業や、環境負荷低減の取組に対する優先枠も設けるなどもありますが、旭市では、交付金や補助金を希望する農家が非常に多くいると考えますが、このような交付金に該当しない農家に対する、同じような交付金や補助金があるものなのかお伺いしたいです。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 今回の農地利用効率化等支援交付金と同じような補助事業はあるんですが、事業の目的や評価基準などが違いますので、それぞれの補助事業に合致した経営に対する計画がやっぱり制度的に難しいんですけれども、それが必要になってまいります。

まずは、日頃から生産者が自身の将来像を明確化し、経営計画を意識した経営活動に取り組んでいただいて、国や県などの支援を活用できるように、日頃から準備していただければと考えております。よろしくお願いします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） それでは、なるべく農家の皆さんが交付金など補助金、なるべく利用できるように、指導のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の旭市プレミアム付共通商品券について再質問をいたします。

昨年のプレミアム付商品券の販売額、また換金額についてはよく分かりました。

それでは、今回のプレミアム付商品券の購入方法は、販売所での新型コロナウイルス感染症予防のために、5月6日から往復はがきで予約販売をするとのことですが、購入希望セット数は1世帯5セットまでで、申込みセット数が発行セット数を上回った場合は抽せんのようなのですが、今年の予約申込み状況と、落選した申込み者の再度の抽せんはないものなのか、お伺いいたします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 本年度のプレミアム付共通商品券の申込み状況ですが、5月末で応募を締切りまして5,528通の応募がございました。セット数につきましては2万5,710セットでありました。

今後、抽せんを行いまして、当選及び落選の結果を返信用のはがきで、今月下旬までに発送する予定でございます。

当選者につきましては、今月の27日から7月10日の期間中に商品券を購入することとなりますが、当選者の中には購入しない方も若干想定されますので、このような場合は、落選者

の中から再度の抽せんを行いまして、追加で当選者を決定し販売をしていく予定でございます。最終的には発行予定の2万セットを完売する予定となっております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） 最終的には発行予定の2万セットを完売するということですので、どうかその辺よろしく願いいたします。

それでは、お客様は使用期限を過ぎたものは使用できないと思いますが、使用期限を過ぎた商品券は、商振連事務局でプレミアム分を30%差し引いて、期限なしの商品券と交換してくれるとのことですが、去年はどのくらい利用できなかった商品券があったのか。また、加盟店が換金しなかった分など、期限切れ残金の令和元年からの3年間の未換金枚数と、未処理金額について伺いいたします。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 使用された商品券は、旭専門店会にて期間中に換金ができますが、期日までに使用されなかったもの、あるいは加盟店が換金しなかったものなど、回収、換金されなかった商品券がございます。そのうちプレミアム分を差し引いて計算した額の共通商品券と交換した分を除く未換金分について3か年度分をご回答申し上げます。

令和元年度はプレミアム率10%の商品券を2回に分けて1万7,000セットを販売、未回収の商品券は1,389枚、138万9,000円分でしたが、そのうち未換金枚数は483枚、未処理金額は45万4,112円で、回収率は99.7%でございました。

続きまして、令和2年度でございますが、こちらはプレミアム率30%の商品券を1万5,000セット販売し、未回収の商品券は1,667枚、166万7,000円分でしたが、そのうち未換金枚数は990枚、未処理金額は75万9,736円で、回収率は99.5%でした。

それで、最後に令和3年度分でございますが、プレミアム率は同じく30%で2万セットを販売、未回収の商品券は1,293枚で129万3,000円分でしたが、そのうち未換金枚数は1,011枚、未処理金額は77万7,696円で、回収率は99.6%でした。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 宮内議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。3か年ともに回収率が99.5%以上あったということで、加盟店の皆さんや市民の皆さんにとっては、非常に経済効果があったものと考え

ます。

それでは、最後の質問をします。

旭市民にとって非常に評判がよく、人気のあるプレミアム付共通商品券発行事業であります。新型コロナウイルス感染拡大や円安などによる地域経済への影響は長期化が予想され、今後も景気低迷が懸念されるところであります。今後もプレミアム付共通商品券を発行することで市内の消費喚起を促し、地域経済の活性化を図るとともに、市内中小企業やサービス業の活性化に貢献するものと考えます。

そこで、最後に、この事業に対しての市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（林 晴道） 宮内議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

旭市長、米本弥一郎さん、ご答弁ください。

○市長（米本弥一郎） プレミアム付商品券発行事業は、市民の皆様の消費喚起及び市内経済の活性化を図る目的で実施しております。過去におきましては、回復の遅れていた地方の消費喚起や生活支援、消費税引上げ時におきましては、消費喚起及び下支え、新型コロナウイルス感染症拡大時には、地域経済への影響緩和、そして、今般の世界情勢の不安定化による急激な物価上昇といった、その時点での経済状況を捉えて実施してきた経緯もあり、地域経済に大きく寄与できたものと考えております。

プレミアム付商品券の発行事業継続に対しての市長の考えはとのことでございますが、今年度の商品券発行事業の状況を踏まえた上で、今後の社会情勢や地方の経済状況等の動向を注視しながら検討してまいります。

○副議長（林 晴道） 宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○副議長（林 晴道） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） 議席番号2番、公明党の伊藤春美でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い大きく3項目の一般質問を行います。

質問に先立ちまして、2020年1月16日に日本で初めてとなる新型コロナウイルス感染者の確認が発表され、同年3月11日にパンデミック宣言、変異を繰り返すコロナウイルスの収束はいまだ見えていませんが、ワクチン接種推進や個人だけでなく社会全体で講じられた感染

対策で、徐々に落ち着きを見せ始めようとしています。この間、感染から市民の命を守るとともに、経済と生活を支える対策など、米本市長におかれましては就任後、様々な山積する諸課題に対応され、また、現在も鋭意努力されているところに評価と感謝を申し上げます。

また、今なお現場で奮闘していただいている医療従事者の方々をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様がいます。改めて心からの感謝の意を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。今後も、一人ひとりが責任ある行動をしまいたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 項目め、带状疱疹ワクチンについて、（１）带状疱疹患者は年々増加傾向にあり、50代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われています。そこで、旭市の年代別の罹患者数を伺います。

2 項目め、旭市のデジタル化推進状況について。

本日のトップバッターの一般質問に出られました島田議員と重なる部分もありますが、本市、また住民においても新しいデジタル化への試みに大きな課題がありますので、私からも質問をさせていただきます。

（１）コロナ禍では、国や地方の情報システムが十分に連携できなかったことや、各種の申請や支給が迅速、円滑にできなかったといった課題がありました。我が国において、行政の手続きのデジタル化は喫緊の課題であり、政府はデジタル庁を司令塔に社会全体のデジタル化を加速させるとしています。

本市においても、市民生活の利便性向上が期待できるデジタル化は重要であります。市民のデジタル化推進の取組として、デジタル時代のパスポートとして位置づけられるマイナンバーカードです。本日までの本市の普及率、また、千葉県、全国平均の普及率を伺います。

3 項目め、子育て支援について、（１）里帰り出産において、上の子の一時預かり保育利用期間は15日間、また、受入れの園は3か所と伺っています。出産後の心身の回復に1か月は要し、ゆっくりと回復させるための静養は必要です。

そこで、預かり保育の期間延長と預かり可能な保育園を拡充できないか、考えを伺います。

（２）2013年から公明党が子どもを産み育てやすい社会を実現するためには、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援、特に出産直後の母子の心身のサポートは重要だと、産後ケアの重要性を推し進めてきました。そして21年度補正予算に子育て世帯訪問支援臨時特例事業が計上。旭市も同年3月より産後ケア事業が始まりました。現在までの問合せや利用状況について伺います。

1 回目の質問は以上でございます。再質問からは質問席にて行わせていただきます。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁者の指定、これを尊重し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課からは、1 の带状疱疹ワクチンについてと3 の子育て支援についての（2）産後ケア事業についてお答えいたします。

初めに、1 の带状疱疹についてですが、市内の带状疱疹の罹患者数ということですが、健康づくり課では把握をしておりませんので、市内で带状疱疹のワクチンを接種できる医療機関ということで回答させていただきます。

带状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。50歳以上の方が対象となり、生ワクチンは皮下注射1回、不活化ワクチンは筋肉注射で、2か月の間隔をおいて2回接種が必要となります。市内の医療機関に確認したところ、生ワクチンは7か所、不活化ワクチンは3か所、両方のワクチンを取り扱っているところが2か所で、合計12の医療機関で実施しております。

次に、3 の（2）産後ケア事業についてお答えいたします。

市では、令和3年度から産後ケア事業として、出産後の入院中に育児の指導が十分に受けられなかった方、育児への不安が強く支援の必要な方などに対し、市内3か所の産科や助産院で宿泊型の支援を開始しました。

母子手帳の交付時、保健師・助産師による全員の面接を行っておりますが、その際に事業について説明をしております。

また、妊婦・出産時のケアを通して、支援の必要な方については医療機関からも勧めていただき、令和3年度は延べ19名が利用しております。

その他産後の支援といたしましては、赤ちゃん全戸訪問で、生後1か月以内を目安に保健師・助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児の相談を行っています。

以上になります。

○副議長（林 晴道） 市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 市民生活課からは、大きい2番の（1）マイナンバーカードの現在までの本市の普及率、また、千葉県、全国平均の普及率について回答いたします。

先ほどの島田恒議員の答弁内容と重複する部分もございますが、ご容赦をいただきたいと思います。

令和4年4月末現在のマイナンバーカードの普及率をお答えいたします。

初めに、旭市の普及率は34.79%となっております。

次に、千葉県平均の普及率は44.91%、最後に、全国平均の普及率は44.03%でございます。
以上です。

○副議長（林 晴道） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課からは項目の3、子育て支援についてのうち、

（1）一時預かり保育の利用期間の延長と預かり可能な保育園を拡充する考えはないかのご質問にお答えいたします。

一時預かり保育を利用する際には、申請理由によって利用期間が異なります。就労形態により保育が困難になるなどを理由に利用する場合は週に3日、リフレッシュなどの私的理由により利用する場合は週に2日で、疾病や冠婚葬祭、その他の社会的にやむを得ない事由により利用する場合は15日が限度となっています。

また、利用期間につきましては、出産後に上の子を見る家族がいない、入院が長引くなど、やむを得ないと判断される場合は、それぞれの状況に応じて柔軟に対応しておりますので、里帰り出産につきましても、ご相談いただきたいと思います。

次に、利用可能な保育所の拡充につきましては現在、全ての公立保育所で一時預かり保育を実施し、そのうち3か所の保育所では一時預かり保育の専用ルームがあり、保育士も配置しておりますので、お子様をお預かりする体制は整っております。安心して出産、育児ができるようにご利用していただきたいと思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 一般質問は途中ですが、ここで午後2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○副議長（林 晴道） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤春美議員の一般質問を行います。

伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） それでは、順次、再質問させていただきます。

带状疱疹は、多くの人が幼少期に感染する水ぼうそうのウイルスが原因です。水ぼうそうが治った後も体内の神経節に潜伏しているため、過労やストレスなど免疫力が低下すると、带状疱疹という形で再び活性化し発疹を発症させます。痛み、発疹として現れ、部位によっては角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併を引き起こすことがあります。日頃から体調管理を心がけることは重要ですが、最近では20代、30代も罹患し、誰もがかかる可能性があります。世界的に有名なミュージシャンの28歳、ジャスティン・ビーバーさんも带状疱疹ウイルスが顔面神経周辺に発症し、顔面神経麻痺になったことを告知しています。テレビCMでも予防にワクチンがあると啓発、平成30年6月の国の厚生科学審議会において、定期接種化を検討中のワクチンの一つとして挙げられ、疾病負荷は一定程度明らかと確認されています。

ワクチンには2種類ありますが、公的補助はなく、効果の高いほうのワクチンは1回2万円前後し、2回接種が必要です。県内では既に助成を始めた自治体があります。地域住民、带状疱疹の発症及び重症化を防ぐ意味から、一定の年齢層を対象に先行して带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を進めるべきと考えますが、旭市としてどのように考えるか伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 带状疱疹ワクチンの接種費用は全額自己負担となります。生ワクチンは7,000円から1万円程度、不活化ワクチンは1回当たり2万円程度かかります。現在、県内において予防接種費用の助成をしている市町村は、いすみ市の1か所です。

旭市としましては、国・県及び近隣市の動向を見ながら、費用助成について検討してまいります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員。

○2番（伊藤春美） 带状疱疹ワクチンの目的もインフルエンザ、肺炎球菌と並んで発症率を低減させ重症化を予防することです。ワクチンで重症化を予防できる感染症は、早い時期から接種を周知、実施するべきだと考えます。また、接種を希望される方が費用が高額なことから諦めてしまわないよう、今後も市として、希望をする方のために前向きな早めの助成の検討をお願いいたします。

次に、産後ケアについて再質問いたします。

旭市の産後ケア事業対象者は生後……

○副議長（林 晴道） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○副議長（林 晴道） 会議を再開いたします。

伊藤議員。

○2番（伊藤春美） 次に、産後ケアについて再質問いたします。

旭市の産後ケア事業対象者は、産後1か月と経過しない産婦及び乳児ということですが、それ以降は相談することはできないのか伺います。

○副議長（林 晴道） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

○副議長（林 晴道） 会議を再開いたします。

伊藤議員。

○2番（伊藤春美） 次の質問に移ります。

全体的にマイナンバーカードの普及が順調に進んでいないようです。そこで、急速なデジタル化に追いついていけないことや、デジタルを苦手とする女性や高齢者、また視聴覚障害者の方、申請書類の準備ができない、電子機器がない、不安等、申請自体が大変なハードルになっていると思います。申請を希望したいが、自分ではできない方々への支援の取組を伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 本市ではマイナンバーカードの申請を希望される方に、オンライン申請の補助を行うサービスを実施しております。申請に必要な顔写真は、市民生活課窓口に備え付けました専用のタブレット端末を使用して、無料で撮影も行います。広報やホー

ホームページでもご案内しておりますので、手続きがよく分からない、写真の用意が難しいなどの場合には、市職員がサポートいたしますので、ぜひご利用いただきたいと思います。

また、これまでコロナ禍で実施を見合せておりましたが、今後は感染状況に留意しつつ、希望する市内の各事業所等に加え、福祉施設などをご利用されている高齢の方や、心身に障害のある方につきましても、施設側で出張申請サービスのご希望がある場合、ご協力をいただいた上で市職員が出向きまして、申請受付のサポートを行うことも考えております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員。

○2番（伊藤春美） 窓口に行くことや写真を撮りに行くことができない高齢者にとっては、大変にありがたい支援だと思います。ほかにも様々な未申請理由があると思います。

そこで、再々質問いたします。

私も最近の急速なデジタル化に追いついていけない状況にあります。身近に聞ける人がいない場合には、デジタル化格差が生じてくるのではないかと不安を覚えます。分からないことで市民に不利益が被らないことが大切です。マイナポイント取得について、総務省への電話問合せではなく、普及向上施策として旭市でのマイナポイント操作支援窓口の設置が必要と考えます。設置の予定はあるか伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） マイナポイント操作支援窓口の設置のご提案ありがとうございます。マイナポイントの予約申込につきましては、マイナポイントアプリ対応のスマートフォンやカードリーダーが接続されたパソコンなどで、専用サイトにアクセスしての手続きが必要となります。新たな窓口設置の予定はございませんが、現在、市民生活課の窓口前にマイナポイント手続きスポットを設置しまして、どなたでも利用できるマイナポイント予約申込み専用のパソコンを2台用意してございます。

一例として、クレジットカードの確認など個人のプライバシーにも配慮する必要があり、ご自身で操作できる方はご自身でお願いし、手続きや操作が難しいという方には、市職員が状況に応じて適切なサポートを行っております。

今後も広報やホームページで随時周知を行い、マイナポイント手続きスポットのさらなる利用促進の啓発を中心に、併せて市へのお問合せに対しましても、引き続き丁寧で分かりやすい説明に努め、普及率の向上につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろし

くお願いします。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員。

○2番（伊藤春美） ぜひ、分かりやすいように、皆さんがマイナポイントを取得できるように、案内表示板や周知の徹底をお願いしたいと思います。

マイナンバーカード取得による最大2万ポイント付与は、商業の活性化につながると期待しております。デジタル化へ流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル化社会にするため、市民に寄り添った親切な説明や対応が求められます。全ての市民がその恩恵を受けられる生活の豊かさ、便利さに満足でき、人にやさしいデジタル化社会の中で、暮らしやすさを実感できる取組になるよう、旭市もぜひよろしくお願いいたします。

3項目め、子育て支援について。

里帰り出産の一時保育期間について、柔軟な対応をいただきありがとうございます。

近年、少子化や核家族化、また新型コロナウイルス感染の影響から里帰り出産が減っています。命の誕生を家族と一緒に喜び、母子共に健康を祈り、願い、家族が少しでもサポートできる喜びは大きいと思います。本来の望んでいる子どもの数が出産でき、安心して産み育てられる、充実した環境づくりをさらにお願いしたいと思います。

次に、産後ケアについて再質問いたします。

旭市の産後ケア事業対象者は産後1か月とありますが、その後、経過した後は相談ができないのかお尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 市では産後に限らず、妊娠から出産、育児に関すること全般について、電話や子育て世代包括支援センター「ぼけっと」で随時相談を受けており、特に母乳についての悩みのある方へは、月に1回、助産師による個別母乳相談も行っています。

また、各種健診時にも相談を受ける体制を整え、妊娠期から幼児期まで継続的に支援を行っております。

以上になります。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員。

○2番（伊藤春美） 続きまして、旭市の産後ケア事業実施の対象者に、第3条（1）で、家族からの十分な育児、家事、その他の支援が受けられない者とあります。ここで言う家事、

その他の支援が受けられない対象者は、つまり何か支援を受けられるということにつながるのでしょうか、伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 市では、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行うことで、健やかな育児ができるよう支援することを目的に、宿泊型の産後ケア事業を開始しました。事業対象の一つの条件として、家族等からの十分な育児、家事、その他支援が受けられない者とありますが、現在行っているのは宿泊型の産後ケア事業のみとなっております。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員。

○2番（伊藤春美） 質問いたします。

産後の母親の心身の回復はもちろん、新生児にとっても人生の心理的健康を決定し得ると言われる良好な母子の愛着を形成する上で、最も大事な時期と言われます。この大事な時期に母親となった女性の心身を癒やし、親子の愛着形成、また親としての自立を促し、社会復帰への援助や子育て不安の解消、孤立を防ぐ支援は、産後うつや虐待防止につながり、極めて大切です。先ほどにもありましたが、里帰り出産する傾向は減り、産後サポートがなく、孤独の中で育児に向き合わねばならない母親が増加しております。地域で協力して、みんなで子育てをしていた時代があったというのは昔の話で、現代は核家族化がより進み、子育てを一緒に手伝ってくれる存在が身近にいないことから、悩みを深くする原因となっております。ちょっと今しんどいから誰か手を貸してほしい、つい厳しく当たってしまう、子育てが思うようにいかない、話を聞いてほしい、子どもの食が細い、成長が遅い、買物に行けない、リフレッシュする時間がほしいなど、様々な悩みを気軽に頼れる専門家や育児経験者の支援がどれほど子育ての不安を軽くしてくれるか。

このようなことから、育児家庭訪問型支援や産前産後ケアを行う専門家、いわゆる産後ドゥーラを必要とスタートする自治体が始まっております。旭市も周辺自治体に先立って、家庭訪問型支援や産後ドゥーラを取り入れる考えはあるか、伺いたいと思います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 旭市は、都市部に比べれば親が産後に手伝いに来てくれるなど、協力者のいる家庭が多いとはいえ、夫婦だけの子育てサポート者のいない家庭も増えてきていることも確かです。しかし、家庭訪問型支援や産後家事、育児をサポートする産後ド

ウーラを導入するためには、まずボランティア等の支援ができる人材の確保や育成、体制づくりが必要であると思われます。先進地の状況や民間活用の方法等を注視していきたいと思っております。

以上になります。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。子育てが孤立しないよう、みんなで昔のように育てることが一番、本当は望ましいと思います。時代の変化により子育て方法に違いはあるものの、情報過多社会で子育てに迷い不安を感じている方に、子育て経験者が得た知恵や知識から伝えられることは多いのではないのでしょうか。これから寄り添う支援はますます求められていくと思います。引き続き、前向きな検討をお願いいたします。

以上で質問を終わりにします。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 澤 芳 雄

○副議長（林 晴道） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（15番 宮澤芳雄 登壇）

○15番（宮澤芳雄） 議席番号15番、宮澤芳雄です。令和4年第2回定例会において、一般質問を行います。

質問は大きく分けて3点、5項目であります。

それでは、通告順に質問いたします。

大きな1番、スポーツ施設について、（1）旭市の卓球場について、取り壊した後に利用団体から苦情等はなかったかどうか、お尋ねします。

また、それに対して、苦情があったということであれば、それに対する対応をお聞かせいただきたいと思います。

（2）旭市青年の家の体育館も今年度取り壊し予定ですが、利用団体の移行先の調整は済んでいるのかお尋ねします。

大きな2番、スポーツ施設の指定管理について、指定管理業務以外に総合体育館で管理している業務があるのか。また、利用者からの要望や不具合などの窓口や、契約期間中の修繕の判断は、市と指定管理者のどちらになるのか、お尋ねします。

大きな3点目、小学校の統合について。

(1) 干潟地域の小・中学校の統合について、統合は何年になるのか。また、統合後の廃校の利用計画はあるのか、お尋ねします。

(2) 干潟地域の小・中学校の建設や廃校の改修について、過疎債は適用になるのかお尋ねします。

再質問は質問席で行います。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、通告書の答弁者の指定、これを尊重し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 私からは、1の(1)と2の(1)について回答を申し上げます。

まず、1のスポーツ施設について、(1)旭市卓球場について、取り壊し後に利用団体から苦情等はなかったか、それに対する対応はとのご質問でした。

回答です。取り壊し前に旭市卓球場を利用していた団体は3団体ありましたが、現在は学校施設の体育館等に活動場所を移転していただいております。

活動場所を移転したことによる苦情としては、活動時間の変更を余儀なくされたなどの意見が寄せられました。移転したことで、これまでに比べ使い勝手が変わっている部分がありますが、学校施設等を有効に使っていただくようご協力をお願いしているところです。

なお、総合体育館メインアリーナについてですが、昨年4月より新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場として使用していますが、今後、接種会場が変更になることから、現在のところ8月中旬から一般利用を再開する予定ですので、活動場所の確保、改善につながるものと考えております。

続いて、大きな2番、スポーツ施設の指定管理制度についてです。

(1) 指定管理業務以外で市が管理する業務があるのか。また、利用者からの要望や不具合などの窓口、修繕の判断は市と指定管理者のどちらになるのかというご質問でした。

回答です。指定管理の対象としていない主な業務としては、施設の大規模修繕の計画と実施、学校施設の開放利用に関する業務等があります。

また、指定期間中の施設の修繕につきましては、指定管理者募集要項のリスク分担に基づき、経年劣化等による修繕については130万円を超える場合は市の負担とし、130万円以下の修繕は指定管理者の費用負担となります。

利用者からの要望等の窓口については、基本的に指定管理者が受けることになりますが、内容により市と協議して対応方針を決定する場合もあると考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、1 項目めの（2）青年の家体育館利用団体の移行先の調整についてご答弁を申し上げます。

青年の家の体育館につきましては、卓球 5 団体、空手、剣道、合気道、柔道などの 9 団体が定期的に利用していました。

体育館の解体工事に当たっては、令和 2 年度から周知を行い、昨年 12 月 4 日に定期利用団体への説明会を開催し、体育施設または学校開放施設などへの移行をお願いしております。

その後、利用団体との調整を行い、本年 4 月から卓球の団体は総合体育館と海上公民館、空手の団体はひかた市民センター、合気道、剣道、柔道の 3 団体は学校開放施設を利用しております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、3 の小・中学校の統合についての（1）干潟地域の小・中学校の統合と廃校の利用計画についてお答えいたします。

昨年度策定した旭市学校再編基本方針での再編案である（仮称）干潟地域小学校につきましては、地域の皆様の同意が早期に得られました場合、統合校の改修工事を含め最短で統合まで 5 年程度の期間を要すると見込んでおります。

（仮称）北統合中学校のほうは新設を想定しており、用地取得や建設などの時間を要しますが、10 年以内に統合したいと考えております。

廃校となりました施設につきましては、学校再編基本方針では統合校のためのスクールバスのターミナル、学童施設、高齢者施設などに活用するとしておりますが、跡地活用は具体的には決定しておりませんので、地域の皆様の要望を踏まえて検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、項目 3、（2）過疎債についてお答えいたします。

過疎対策事業債の対象事業につきましては、旭市過疎地域持続的発展計画に位置づけられる事業であることが条件となりますが、干潟地域の小・中学校については、統合校の整備等

について同計画に記載しておりますので、過疎対策事業債の対象事業となると考えております。

廃校の改修につきましては、その転用後の用途によっては同計画の変更等の手続きが必要となる場合があります。例えばスポーツ合宿所や体験学習施設として利活用することとなった場合は、こうした施設整備について現在の計画には記載されておきませんので、計画変更の手続きが必要となつてまいります。計画変更に当たっては、県との協議を得た上で市議会の承認が必要となります。

なお、現在の法律は令和3年4月から令和13年3月までの10年間の時限立法となつておりますので、新たな法律の施行により支援措置が継続される可能性もありますが、事業実施のタイミング等についても留意していく必要があると考えます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、通告順に再質問を行います。

大きな1番目の（1）卓球場を取り壊す前に、利用者に対して事前に説明するとともに、市内の施設の状況を説明すべきではなかったのか、改めてお尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 卓球場の廃止に当たりまして、利用者に対し6か月前から周知期間を取っておりました。その周知期間における事前説明として、活動場所の移転に向けて、利用していた3団体と調整をしました。その結果、学校開放施設の旭第一中学校や旭農業高等学校などを活動場所として利用していただいている状況でございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員。

○15番（宮澤芳雄） 分かりました。

それでは、（2）番の再質問を行います。

卓球場、それから青年の家の体育館等々、解体がされたわけです。取り越しがされたわけですが、これからは計画的に市の施設の取壊しが行われると思います。利用者のための施設ですので、これまで利用していた人たちが困らないような対応をすべきと考えますが、担当課のお考えをお聞きします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○**体育振興課長（金杉高春）** これまでも計画的に段階を踏みながら、利用者との調整を進めてまいりました。施設の再編等を進めていく上で、利用者の皆様が場所を移すことで使い勝手が変わってしまう部分もあると思います。これからはなるべく早い段階で周知をするとともに、移転先の候補となる施設を丁寧に案内しながら、調整を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**副議長（林 晴道）** 宮澤議員。

○**15番（宮澤芳雄）** くれぐれもよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、大きな2番目の再質問を行います。

指定管理者の行う業務については、これまでと同じサービスが求められることは当然のこととであります。これまで総合体育館で行ってきた窓口業務についても、利用者に不便をかけるにはならないと思いますが、利用者が戸惑わないためにも、これまでの経験と窓口業務に詳しいこれまで勤務されていた職員が引き続き勤務すべきと考えますが、雇用は守られるのでしょうか、お尋ねします。

○**副議長（林 晴道）** 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○**体育振興課長（金杉高春）** 総合体育館の窓口業務においても、指定管理者は利用者へのサービス向上に努めることになります。指定管理者募集要項には、指定管理者に期待することとして、市民サービスの向上に努めることを明記しております。さらに、仕様書では地元の事業者の活用や従業員の雇用について配慮を求めています。

また、指定管理者の審査基準には、スタッフ雇用の考え方として、既存スタッフ及び市内優先雇用を評価項目として採点することにしておりますので、現在雇用しています会計年度職員の継続雇用について配慮されるものと考えております。

以上です。

○**副議長（林 晴道）** 宮澤議員。

○**15番（宮澤芳雄）** 改めて回答をお聞きして安心しました。よろしくお願いいたしますと思います。

3回目になりますけれども、大切なことですので再度お尋ねします。

指定管理になった場合でも利用者からの要望と、また修繕についてはこれまでどおりに行

われることができるのかお尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 指定管理者には市の体育施設を最大限に活用し、市民の健康維持・増進、施設利用者の増加、地域振興やコミュニティの醸成を求めています。

利用者からの要望等の対応は、指定管理の業務の一部となりますが、要望内容や修繕の必要性、金額の程度等により、市と指定管理者で協議を行い、役割分担等の方針を決定する場合もあると考えております。

いずれにしましても、利用者へのサービスが向上するよう、市と指定管理者で連携を図ることが重要であると考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員。

○15番（宮澤芳雄） では、よろしくお願いします。

それでは、大きな3項目めの（1）番について再質問をいたします。

干潟地域には、大原幽学記念館と東総運動場が隣接しています。大原幽学記念館では様々なイベントが行われています。田植え稲刈り体験では、市外から多くの子どもたちが参加して、大変好評です。また、市内で行われている宿泊体験ともらい湯も大変好評です。そんな子どもたちの利用しやすい施設に改修することができれば、貴重な子どもたちの体験の場となると考えます。

また、近くには東総運動場があり、市内にも新設されたサッカー場や、中国卓球チームが唯一東京オリンピックの事前キャンプ地に指名したトレーニングジムを有する旭市の総合体育館などもあり、それらの施設の利用者のための宿泊施設として改修すれば、利用者があるのではないかとお尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） スポーツ関連等の宿泊施設への改修につきましては、跡地活用はまだ未定ですが、地域の皆様の意見や要望を聞きながら、活用方法の一つとして検討したいと思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、（2）の再質問を行います。

スポーツの大変盛んな本市、旭市であります、スポーツを楽しむ人たちの練習会場が非常に少ないという、ちょっと不満といひましようか、要望といひましようか、大変困っている状態もときどき見られます。スポーツ施設として廃校になった学校等を改修して、また今非常にスポーツ協会に対しても要望が来るのが武道場がほしいと。旭市には武道場がないと。練習する会場も大会を開催する場所も非常に困惑している、困っているという意見がありますので、本来であれば武道場という要望をしたいんですけれども、せっかくこのたび、学校が廃校になって空き校舎ができると。そういったものを有効に利用することができれば、市内外から多くの人を訪れ、干潟地区ににぎわいが起こるのではないかと期待されますが、いかがでしょうか。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校の体育館につきましては活用方法は多様でありまして、地域のスポーツ施設としての継続利用は可能であるとは考えます。地域の皆様やスポーツ関係団体のご意見をいただきながら、法令の範囲内での転用が可能であれば、武道場などのスポーツ施設転用についても一つの活用案として検討したいと思ひます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしくお願ひします。

それでは、3回目の質問をいたします。

旭市過疎地域持続的発展計画の中に、子ども同士の交流を通じた郷土愛を育成する機会を提供していくと明記されています。郷土の偉人、大原幽学も子どもの教育を大切に考えました。干潟地域は今でもその教えを受け継いだすばらしい地域だと私は感じています。廃校になり本来取り壊されるかもしれない校舎や体育館が過疎債を活用して地域の活性化の拠点の一つとして生まれ変われば、干潟地域にとって大切な宝となると思ひますが、どうぞお考えをお聞かせください。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 過疎債を活用しての廃校改修については、県内各地の先行事例

を参考にするとともに、干潟地域ならではの特色を生かせるような、地域の皆様から具体的な提案をいただきながら、有効活用できるよう検討したいと思います。

今回、議員よりいただいたご意見は、今後の学校再編事業の参考とさせていただきます。
以上です。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。過疎債という、その期間が10年間ということなので、急いで何か要望をしたいということで、今回の質問をさせていただきました。ぜひとも干潟地域のためにいろいろとご苦労、ご配慮を賜りたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

以上で、一般質問は終わります。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○副議長（林 晴道） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでありました。ありがとうございました。

散会 午後 3時 2分